

第 4 期

高 知 県 廃 棄 物 処 理 計 画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

平成 28 年 3 月

高知県林業振興・環境部

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間と目標年度	2
3. 計画の対象とする廃棄物	2
第2章 廃棄物の現況	3
1. 一般廃棄物の現況	3
2. 産業廃棄物の現況	25
第3章 前回の計画目標の達成状況と課題	40
1. 前回の計画目標の達成状況	40
2. 廃棄物処理の課題	42
第4章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標	44
1. 一般廃棄物の将来予測	44
2. 産業廃棄物の将来予測	47
3. 一般廃棄物の減量化目標	50
4. 産業廃棄物の減量化目標	52
第5章 施策の展開	55
一般廃棄物処理における施策の基本方針と内容	56
産業廃棄物処理における施策の基本方針と内容	58
第6章 計画を円滑に推進するための役割	60
関係者と県の役割	60

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

国は、「循環型社会形成推進基本法」や各種リサイクル法の制定、排出事業者処理責任の強化や不適正処理への対策を主眼とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の改正を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに資源として循環利用するための制度的な枠組みを整え、「循環型社会」への転換を図ってきました。

世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応が急務となる等、廃棄物をめぐる情勢は刻々と変化しており、今日的な状況変化に対応し、諸課題に対処するためにも、今後、循環型社会への転換をさらに進めるとともに、低炭素社会との統合についても配慮し、環境と経済成長とが両立する社会づくりにつなげていくことが求められています。

近年における環境への負荷を少なくする取組みとしては、太陽光・風力発電等新エネルギー開発やこれらの利活用への取組み、グリーン購入の広がり、レジ袋削減の取組み、県民への啓発と地域における美化活動等が行われていますが、少子高齢化をはじめ生産品目や消費サイクル等の廃棄物を取り巻く環境も変わってくるため、今後は、より一層廃棄物の排出を抑制し、エネルギー源としての活用を含めた適正な規模で資源を循環させることができる仕組みづくりを進める必要があります。

こうしたことから、廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応し、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、国の基本方針に即して廃棄物の減量、リサイクル、適正処理等の推進に関する基本的な方策を示すものとして、高知県廃棄物処理計画を策定しました。

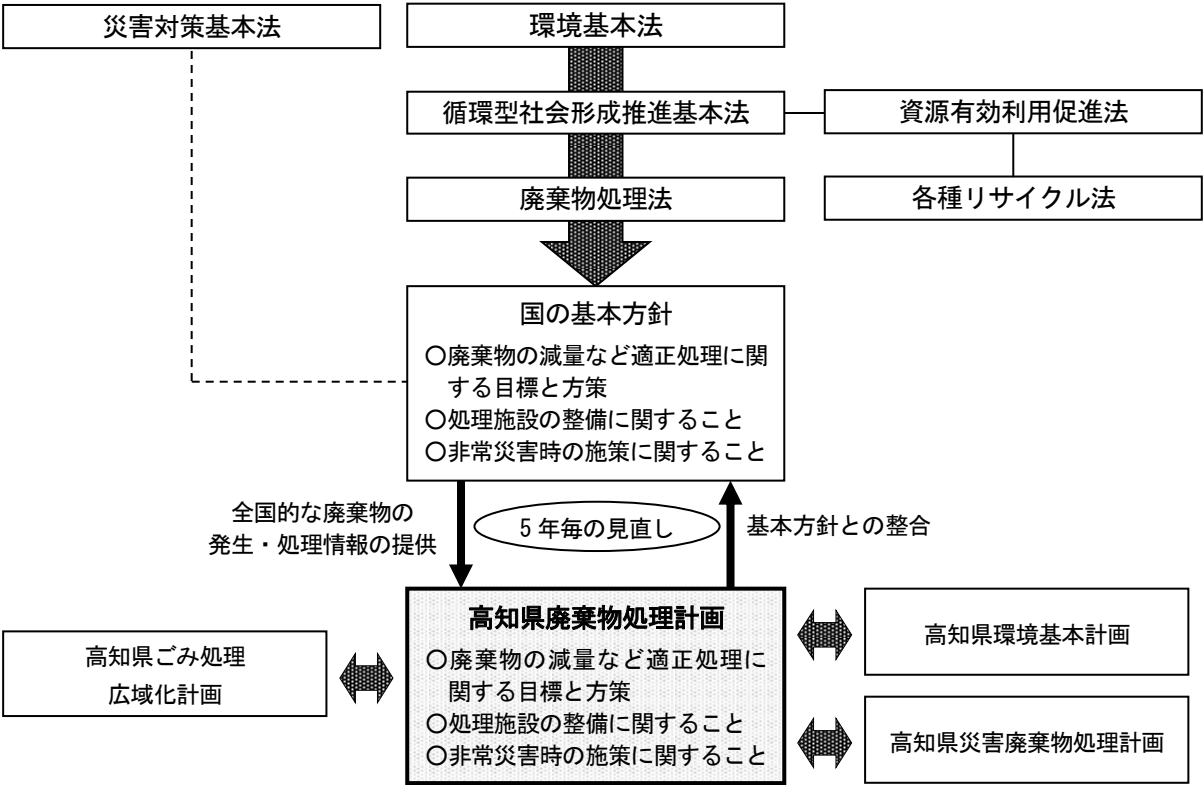


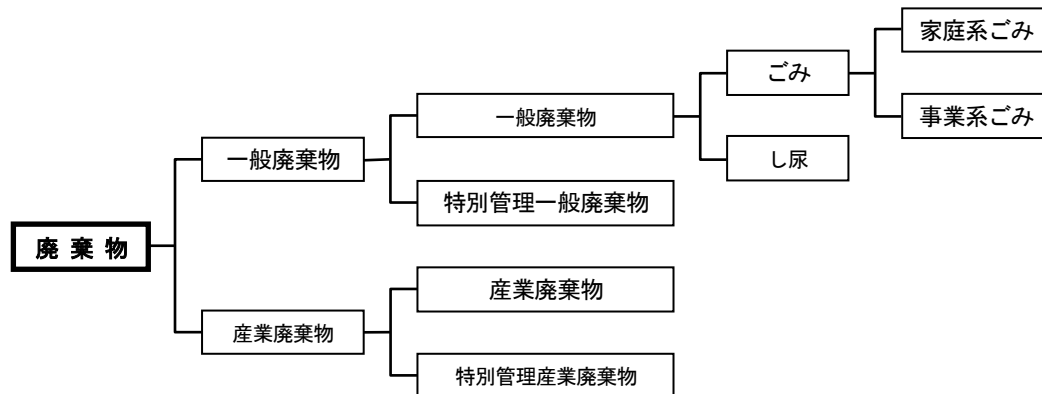
図 1-1-1 本計画の位置づけ

2. 計画期間と目標年度

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、平成 32 年度を目標年度とします。

3. 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物及び産業廃棄物とします。



注) 図中の廃棄物の定義は以下のとおりとする。

- ・一般廃棄物 : 産業廃棄物以外の廃棄物をいう
- ・特別管理一般廃棄物 : 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- ・産業廃棄物 : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた 20 種類 (表 1-3-1)
- ・特別管理産業廃棄物 : 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- ・家庭系ごみ : 一般廃棄物のうち、家庭から排出されるもの
- ・事業系ごみ : 一般廃棄物のうち、事業活動に伴って排出されるもの
- ・し尿 : 人体から排出される排泄物をいう

図 1-3-1 本計画の対象とする廃棄物

表 1-3-1 産業廃棄物の種類と例示

種 類		例 示
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず (廃タイヤを含む) 等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類 (板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの (範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業 (家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの (範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの (通称「13 号廃棄物」という)	コンクリート固形化物、灰の溶融固化物等

第2章 廃棄物の現況

1. 一般廃棄物の現況

(1) ごみ

平成 26 年度に高知県が実施した「一般廃棄物処理事業実態調査」によると、本県の平成 26 年度のごみの排出量は、約 261 千トンで、集団回収量を除いた計画処理量は 260 千トンとなっています。

処理・処分量についてみると、溶融及び選別・破碎・圧縮等により資源化された再生利用量は合計 57 千トン（計画処理量の 21.8 パーセント）、焼却などの中間処理による減量化量は 190 千トン（同 73.2 パーセント）、最終処分量は 13 千トン（同 5.0 パーセント）となっています。

表 2-1-1 ごみの排出及び処理・処分状況のまとめ（平成 26 年度）

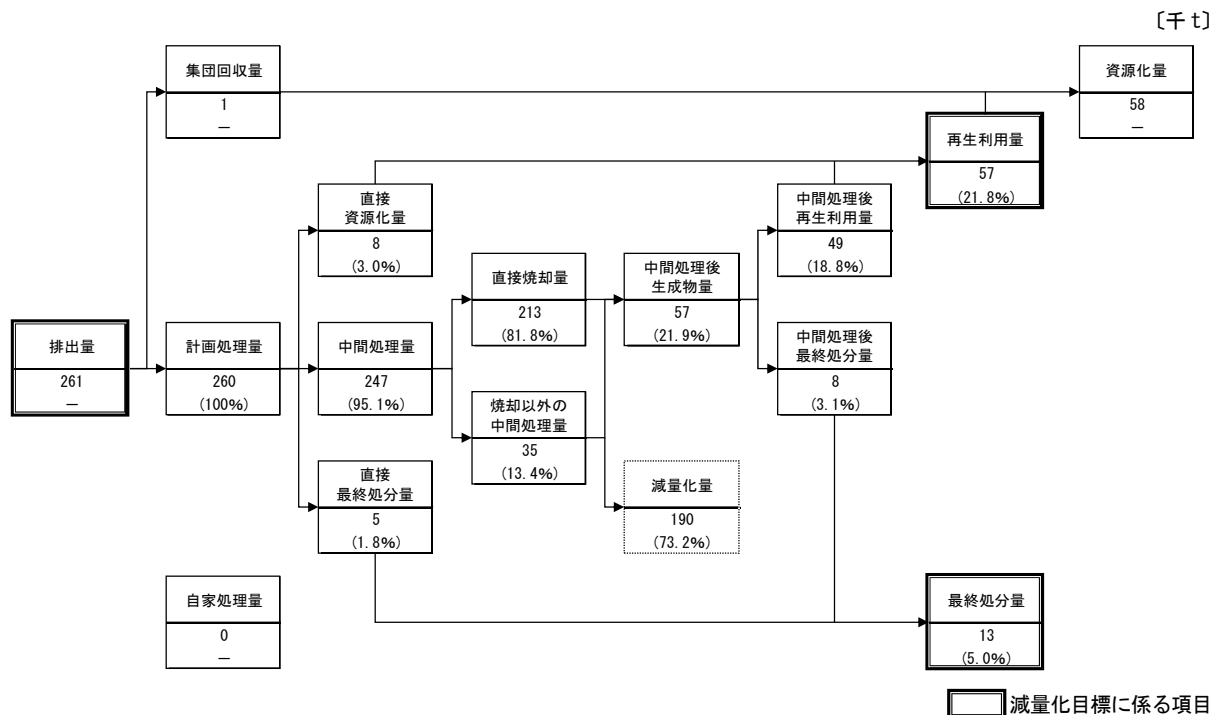
項 目	数 量※1	割合※2	備 考
排出量	261 千 t (261,295t)	—	計画収集量+直接搬入量+集団回収量
計画処理量	260 千 t (259,948t)	100%	計画収集量+直接搬入量
再生利用量	57 千 t (56,779t)	21.8%	溶融生成物含む（集団回収量を除く。）
減量化量	190 千 t (190,288t)	73.2%	計画処理量－再生利用量－最終処分量
最終処分量	13 千 t (12,881t)	5.0%	直接最終処分量+中間処理後最終処分量
資源化量	58 千 t (58,126t)	—	集団回収量を含む
自家処理量	0 千 t (319t)	—	自宅等で堆肥化等により処理される量

※1 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※2 割合は、（ ）で示した数量により求めた。

注）表中の各項目の定義は以下のとおりとする。

- ・計画処理量：市町村等により収集されたごみ（計画収集量）と排出者が直接処理施設等に搬入したごみ（直接搬入量）の合計（集団回収量、自家処理量を除く。）
- ・再生利用量：市町村等で収集された後に直接資源化に供される量（直接資源化量）と処理施設等で溶融又は破碎・選別・圧縮等資源化利用可能な形に処理されたものの量（中間処理後再生利用量）を合わせたもの
- ・資源化量：再生利用量+集団回収量
- ・集団回収量：再資源化や社会福祉活動等の目的で学校、地域などで回収され、資源化されるものの量



注 1) （ ）は計画処理量に対する割合

注 2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 3) 割合は、表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

図 2-1-1 ごみ処理フロー（平成 26 年度）

ア. ごみ排出の概況

本県のごみ排出量は、平成 23 年度まで減少し、それ以降は概ね横ばいとなっており、平成 26 年度には 261 千トンとなっています。

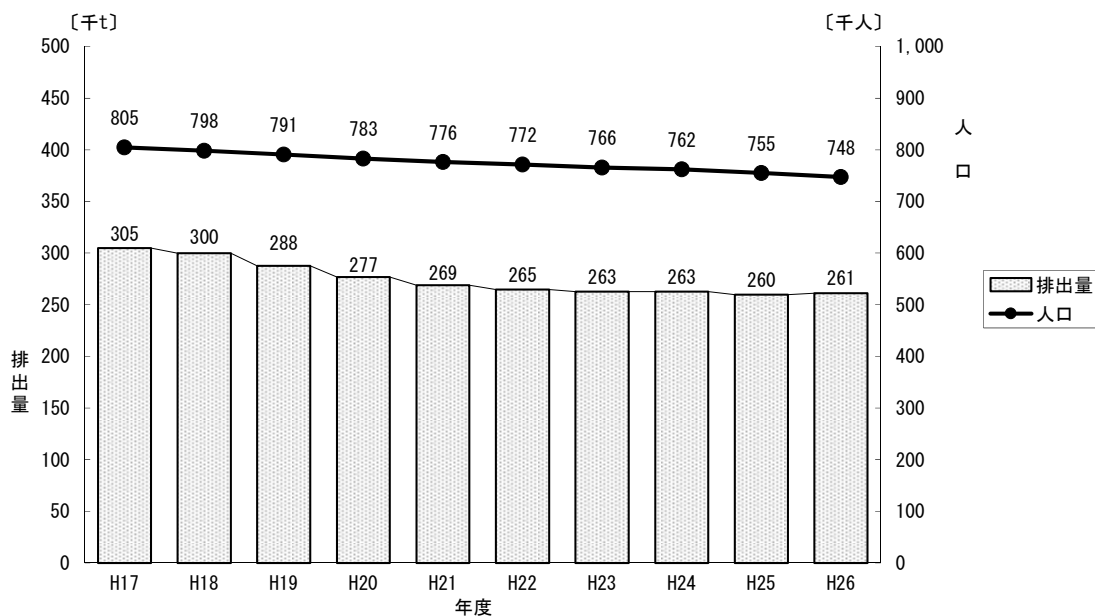
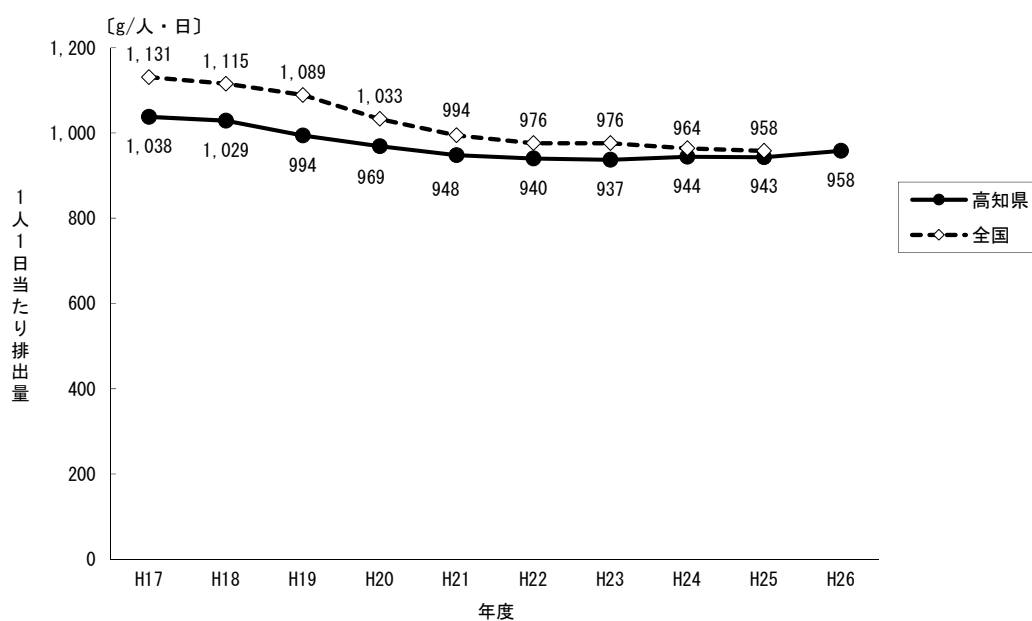


図 2-1-2 人口とごみ排出量の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

平成 26 年度の本県の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 958 グラム/人・日で、平成 25 年度における全国平均 958 グラム/人・日と同じです。また、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間では、平成 23 年度までは減少していましたが、それ以降は微増となっています。



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）」

図 2-1-3 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

県内の地域区分は、平成 11 年 6 月に策定した「高知県ごみ処理広域化計画」に示された広域ブロックを原則としました。

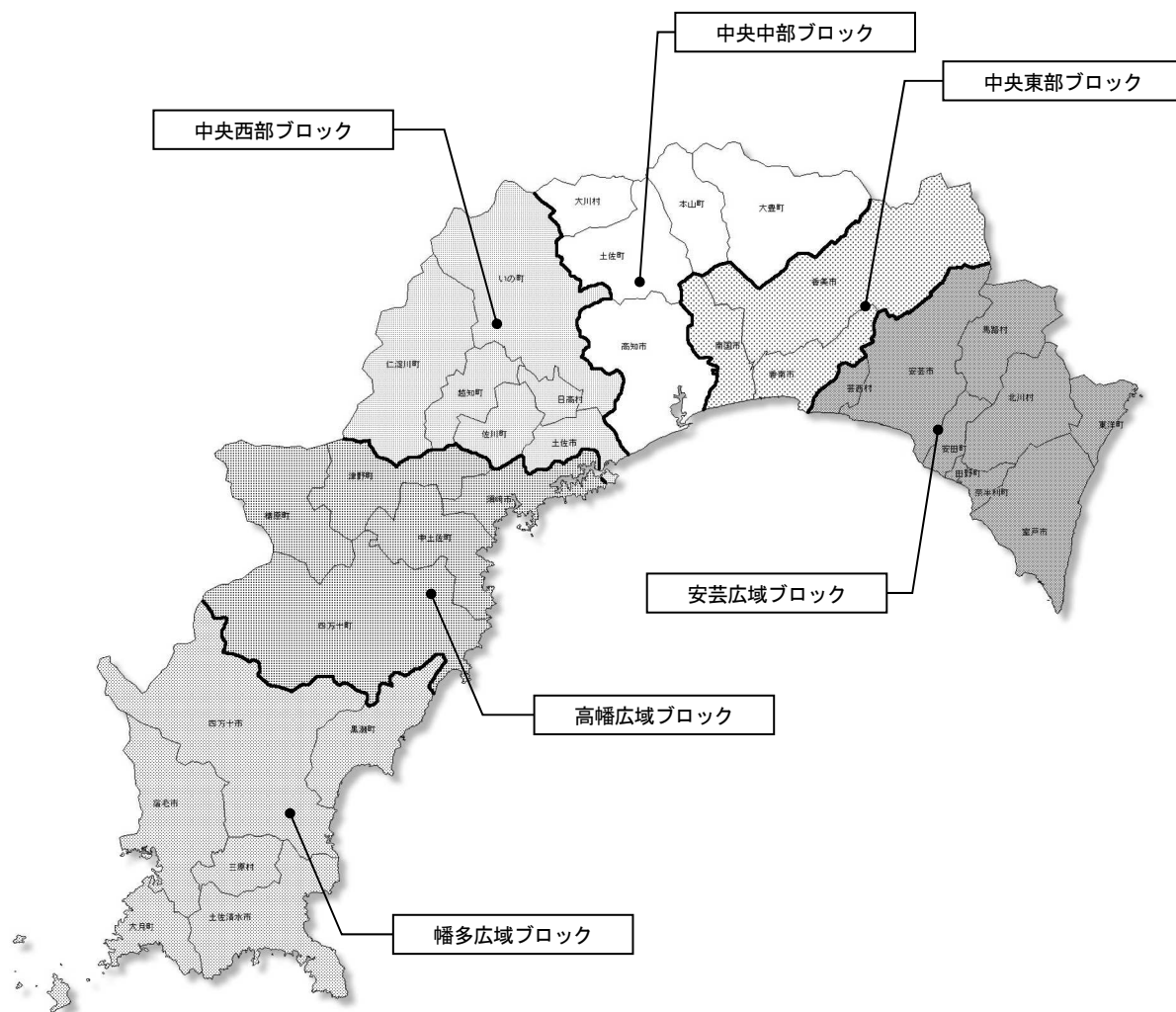
表 2-1-2 広域ブロックの概要

ブロック	人口 (千人) ※1	面積 (km ²) ※2	構 成 市 町 村
安芸広域	52	1,129	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東部	110	790	南国市、香南市、香美市
中央中部	350	1,066	高知市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西部	84	1,153	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
高幡広域	59	1,405	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
幡多広域	92	1,562	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
合 計	748	7,104	

※1 平成 26 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口

※2 平成 26 年 10 月 1 日現在（「平成 27 年度高知県統計書」抜粋）

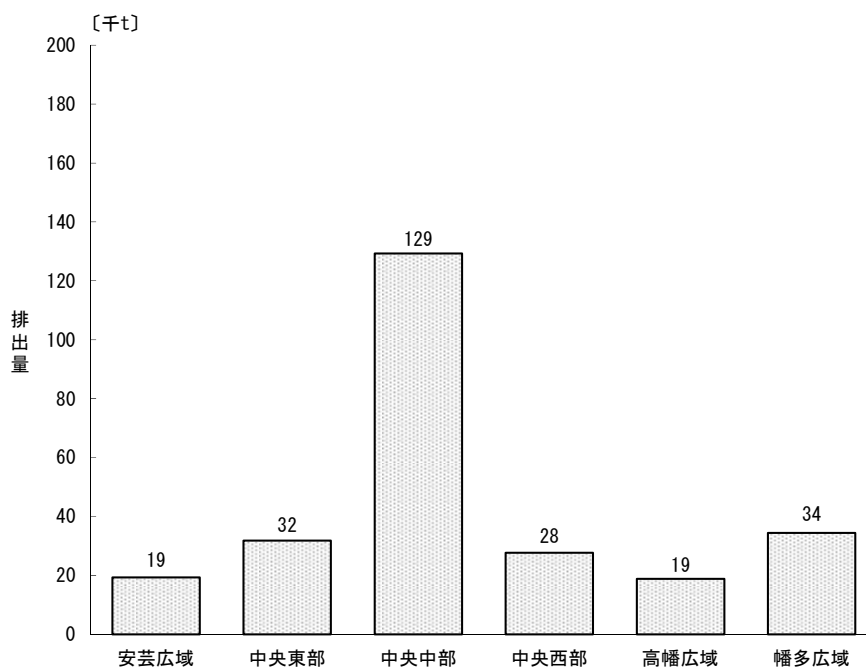
注）人口及び面積は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注）市町村区分は平成 27 年 4 月 1 日現在

図 2-1-4 地域区分の状況

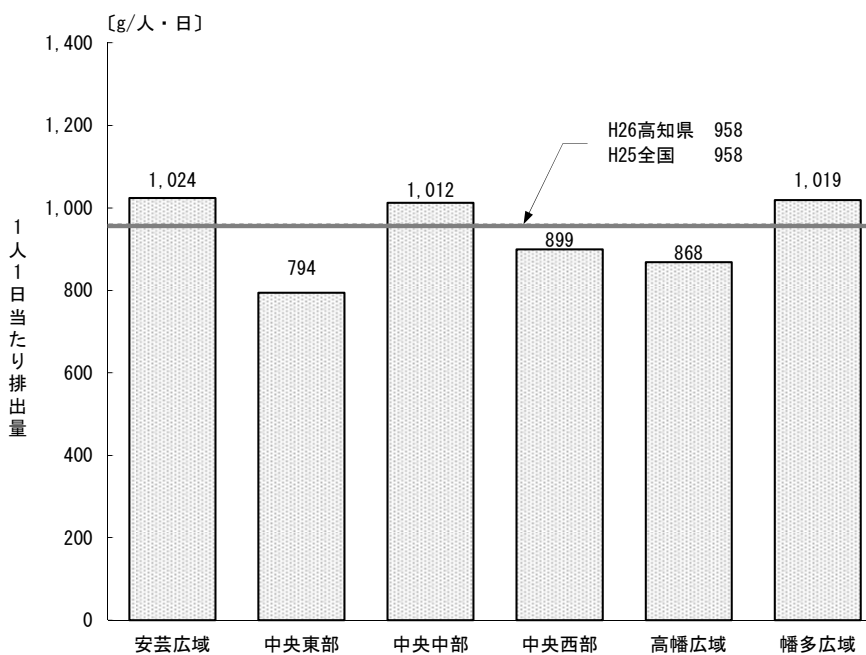
平成 26 年度のごみ排出量を地域別に見ると、中央中部が 129 千トンで最も多く、全体の約 49 パーセントを占めています。



注) 自家処理量を除く。

図 2-1-5 地域別ごみ排出量 (平成 26 年度)

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、安芸広域が 1,024 グラム/人・日で最も多く、次いで幡多広域が 1,019 グラム/人・日、中央中部が 1,012 グラム/人・日となっており、本県平均及び平成 25 年度全国平均 (958 グラム/人・日) を上回っているのは、安芸広域、中央中部、幡多広域となっています。



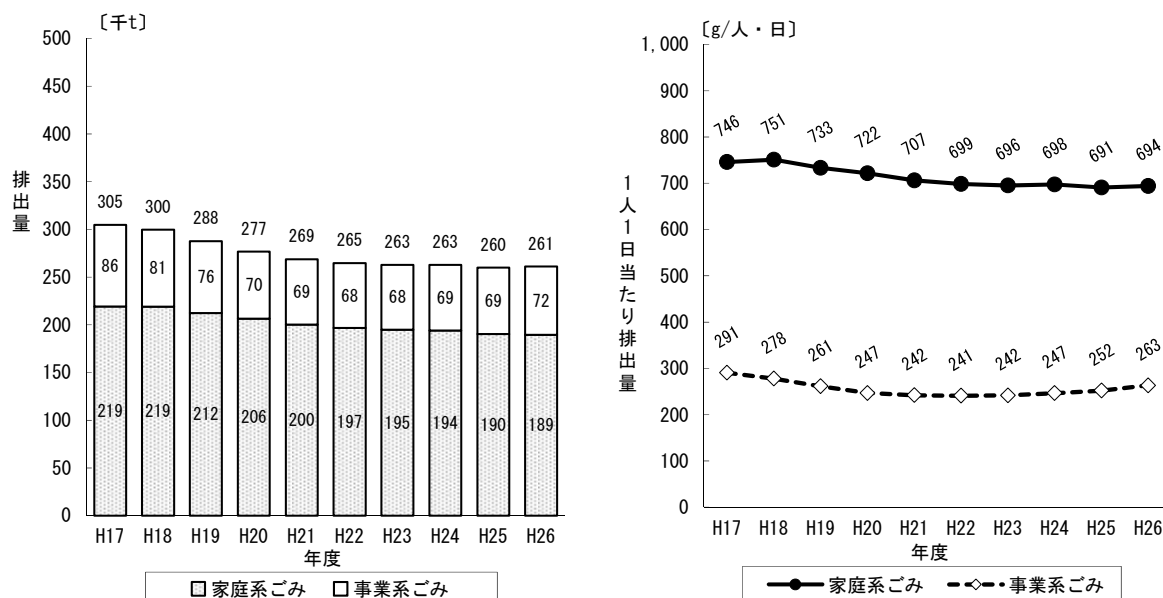
注) 自家処理量を除く。

図 2-1-6 地域別 1 人 1 日当たりごみ排出量 (平成 26 年度)

イ. 家庭系ごみ・事業系ごみの概況

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間に於いて、家庭系ごみの排出量は減少していますが、事業系ごみの排出量は平成 22 年度まで減少し、平成 26 年度には若干増加しています。

また、1 人 1 日当たりの排出量は、家庭系ごみは平成 18 年度以降減少していましたが、平成 26 年度は増加しています。一方、事業系ごみは平成 22 年度まで減少していましたが、平成 23 年度以降は増加しています。

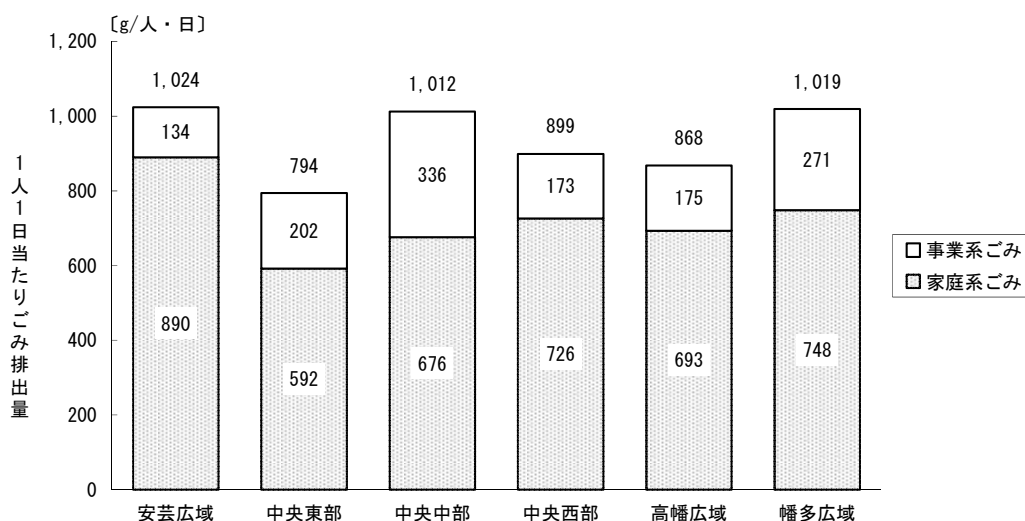


注 1) 家庭系ごみ排出量は集団回収量を含み、自家処理量を除く。

注 2) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-7 家庭系ごみ・事業系ごみ排出量の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

地域別に見ると、平成 26 年度における家庭系ごみは、安芸広域が最も多く、890 グラム/人・日となっており、中央東部が 592 グラム/人・日と最も少なくなっています。一方、事業系ごみは中央中部が 336 グラム/人・日と最も多くなっています。



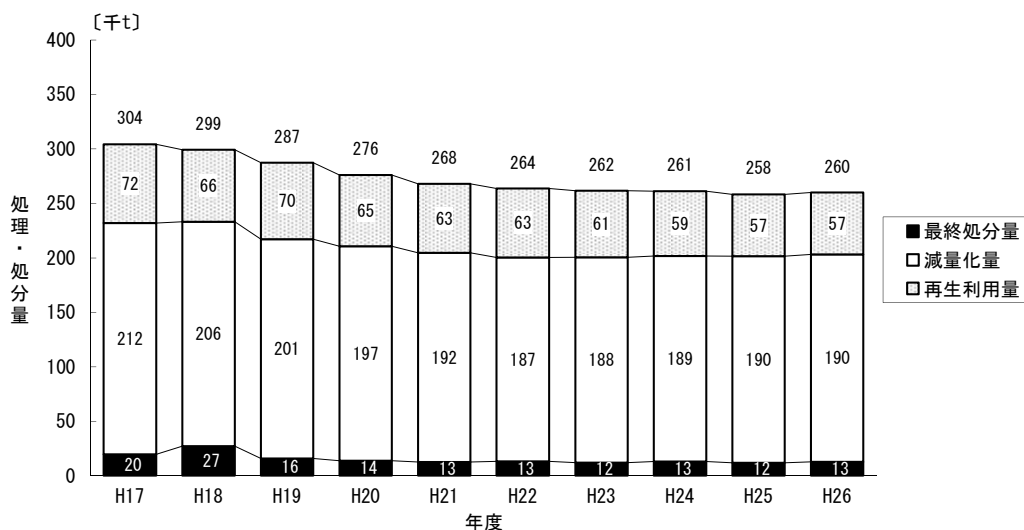
注 1) 家庭系ごみは集団回収量を含み、自家処理量を除く。

注 2) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-8 地域別 1 人 1 日当たり家庭系ごみ・事業系ごみ排出量 (平成 26 年度)

ウ. 処理・処分の概況

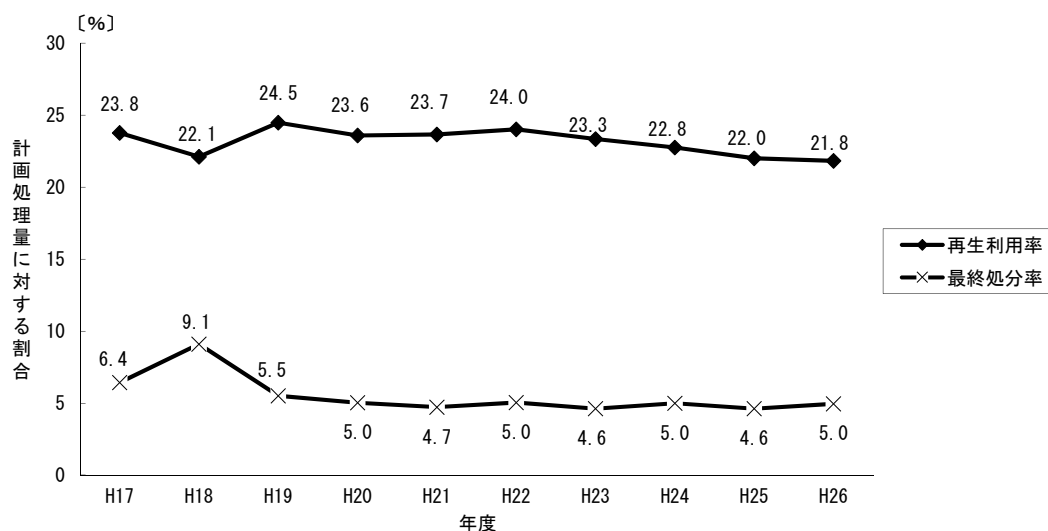
平成 26 年度の計画処理量 260 千トンのうち再生利用量は 57 千トン、減量化量は 190 千トン、最終処分量は 13 千トンとなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間では、再生利用量は減少しているものの、最終処分量は近年ほぼ横ばいで推移しています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-9 処理・処分量の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

一方、平成 26 年度における再生利用率は 21.8 パーセント、最終処分率は 5.0 パーセントとなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間では、再生利用率は平成 19 年度をピークに概ね減少しており、最終処分率は平成 20 年度以降概ね横ばいとなっています。



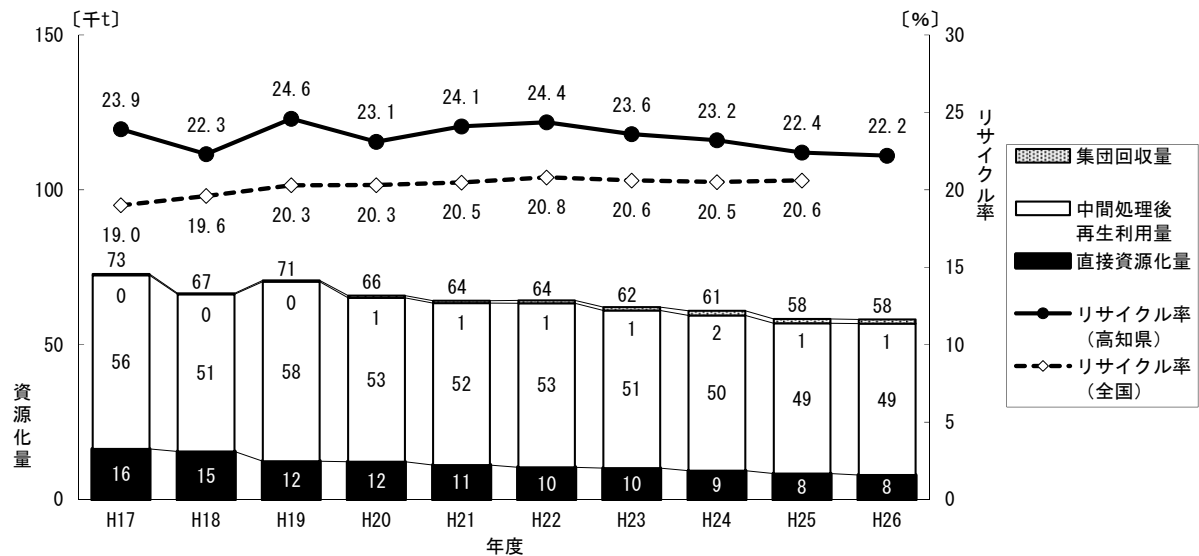
注 1) 再生利用率：再生利用量 ÷ 計画処理量

注 2) 最終処分率：最終処分量 ÷ 計画処理量

図 2-1-10 再生利用率、最終処分率の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

エ. 資源化の概況

平成 26 年度の資源化量は 58 千トンで、内訳は直接資源化量 8 千トン、中間処理後再生利用量 49 千トン、集団回収量 1 千トンとなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間に於ける資源化量は、直接資源化量、中間処理後再生利用量ともに減少しています。



注 1) リサイクル率：(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)

÷ (計画処理量＋集団回収量)

注 2) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-11 リサイクル率、資源化量の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

地域別に見ると、平成 26 年度のリサイクル率は高幡広域が最も高く 62.8 パーセントとなっており、次いで安芸広域が 26.6 パーセントとなっています。これ以外の地域はいずれも県平均のリサイクル率 22.2 パーセントを下回っています。

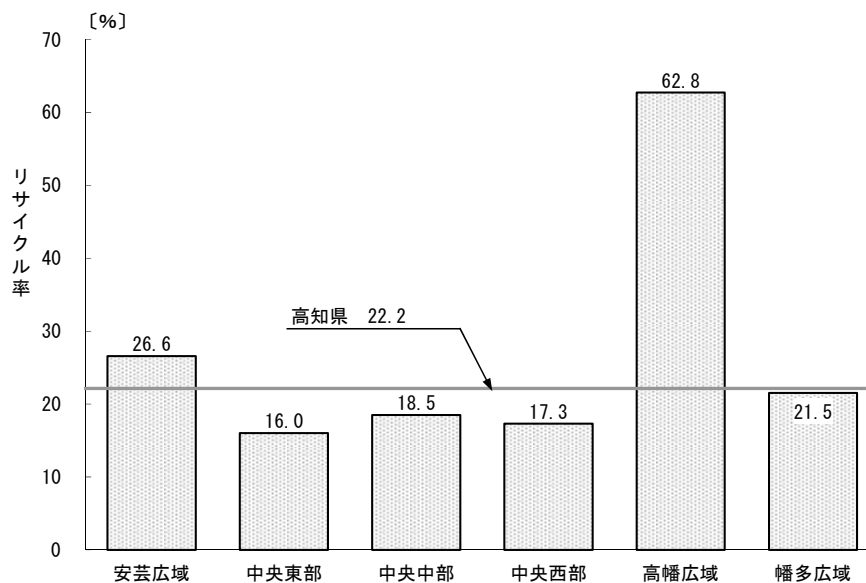
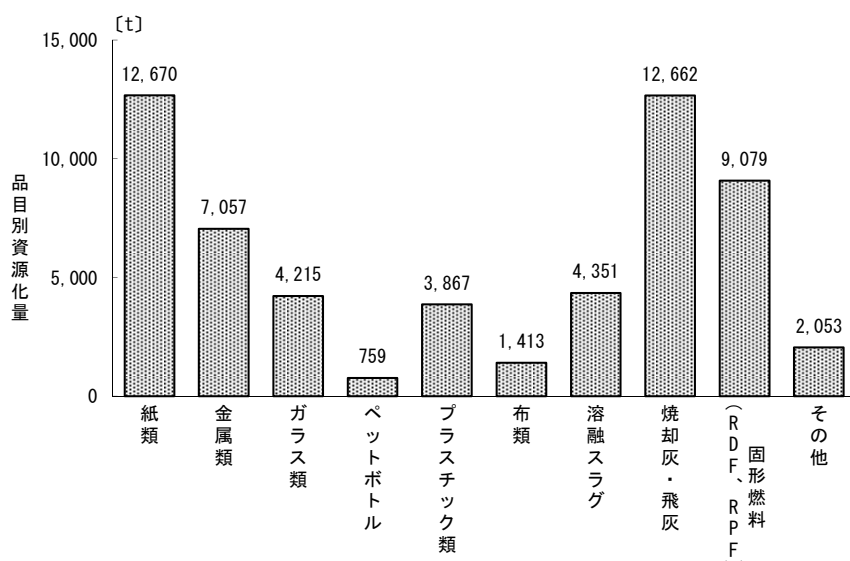


図 2-1-12 地域別リサイクル率（平成 26 年度）

平成 26 年度の資源化量を品目別にみると、紙類が 12,670 トンで最も多く、次いで焼却灰・飛灰が 12,662 トン、固形燃料が 9,079 トンとなっています。



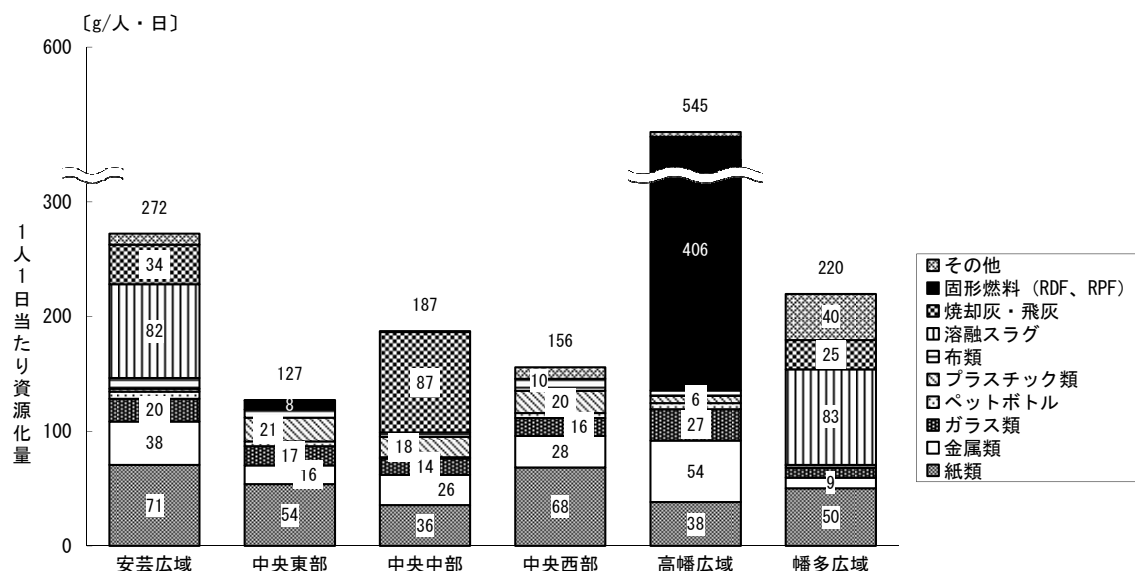
注) 図中の品目のうち、紙類、プラスチック類、熔融スラグ、焼却灰・飛灰、固形燃料 (RDF、RPF) については、以下のとおりとする。

- ・紙類 : 紙パック、紙製容器包装、その他の紙類を合わせたもの
- ・プラスチック類 : 白色トレイ、その他プラスチックを合わせたもの
- ・熔融スラグ : ごみ又はその焼却灰を 1,300℃以上の高温で熔融し、冷却・固化させたもの
- ・焼却灰・飛灰 : 焼却灰 (焼却炉の底から排出されるもの)・飛灰 (排ガスに含まれるばいじんを捕集したもの) のセメント原料化、飛灰の山元還元 (飛灰に含まれる重金属を回収し、材料として再使用する) を合わせたもの
- ・固形燃料 (RDF) : Refuse Derived Fuel (廃棄物由来の燃料) の頭文字をとった名称で、生ごみやプラスチックなどのごみを碎いて乾燥させ、成形したもの
- ・固形燃料 (RPF) : Refuse Paper and Plastic Fuel の頭文字をとった名称で、古紙と廃プラスチックを主原料とし、一定の品質となるよう調整の上、圧縮成型したもの

図 2-1-13 品目別資源化量 (平成 26 年度)

1 人 1 日当たりの資源化量を地域別に見ると、高幡広域が 545 グラム/人・日で最も大きく、次いで安芸広域が 272 グラム/人・日、幡多広域が 220 グラム/人・日となっています。

高幡広域は固形燃料 (RDF) として資源化されているため、他の地域よりも多くなっています。また、熔融スラグが安芸広域及び幡多広域で、焼却灰・飛灰が安芸広域、中央中部及び幡多広域で資源化されています。



注 1) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

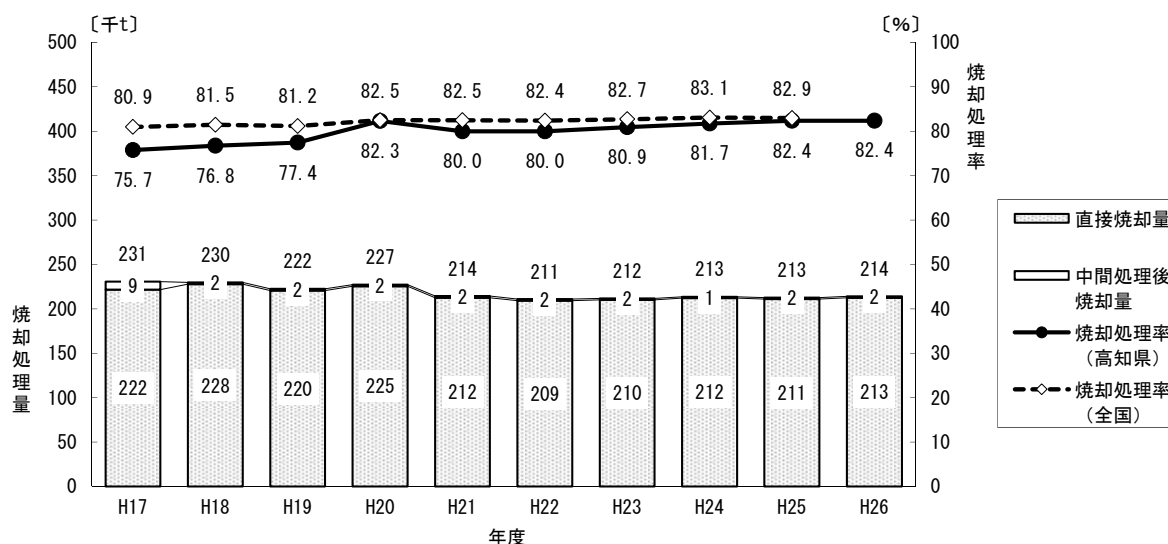
注 2) 内訳の数値は、各ブロックにおける主要な品目について記載している。

図 2-1-14 地域別・品目別 1 人 1 日当たり資源化量 (平成 26 年度)

オ. 中間処理の概況

平成 26 年度の焼却処理量は、214 千トンでほとんどが直接焼却処理されています。

計画処理量に対する焼却処理率は平成 26 年度では、82.4 パーセントで平成 25 年度の全国平均（82.9 パーセント）に比べるとわずかに低くなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間に於ける本県の焼却処理率は、平成 17 年度では全国平均に比べ約 5.0 ポイント下回っていましたが、平成 25 年度には概ね同じ水準となりました。



注 1) 焼却処理量は溶融処理量を含む。

注 2) 焼却処理量は中間処理後焼却量を含む。

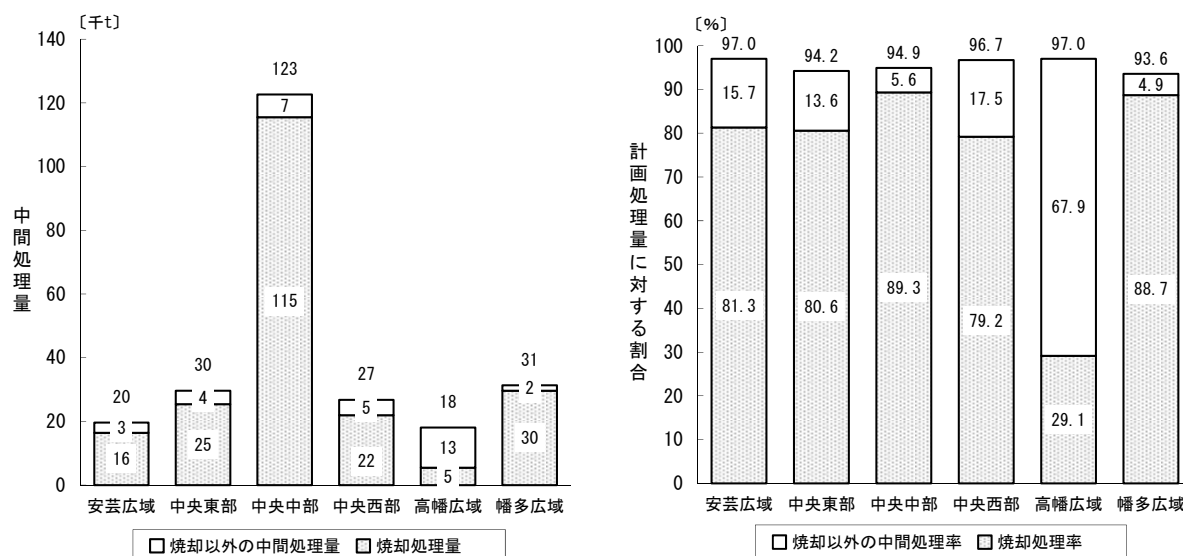
注 3) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-15 焼却処理量、焼却処理率の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

平成 26 年度の地域別の中間処理量は、中央中部が最も多くなっていますが、計画処理量に対する中間処理率は、安芸広域、高幡広域が 97.0 パーセントと最も高く、次いで中央西部となっています。

中間処理率の内訳では、概ね焼却処理率が高くなっていますが、高幡広域ではごみ固形燃料化処理（RDF）を行っているため、他の地域より焼却処理率が低くなっています。

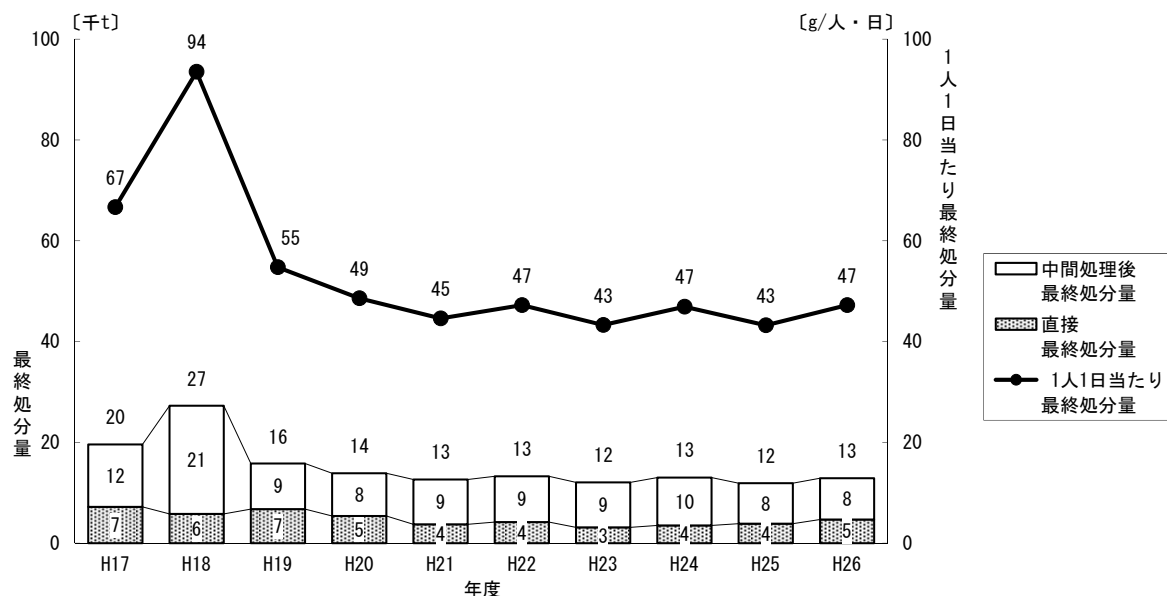


注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-16 地域別中間処理量及び中間処理率（平成 26 年度）

カ. 最終処分の概況

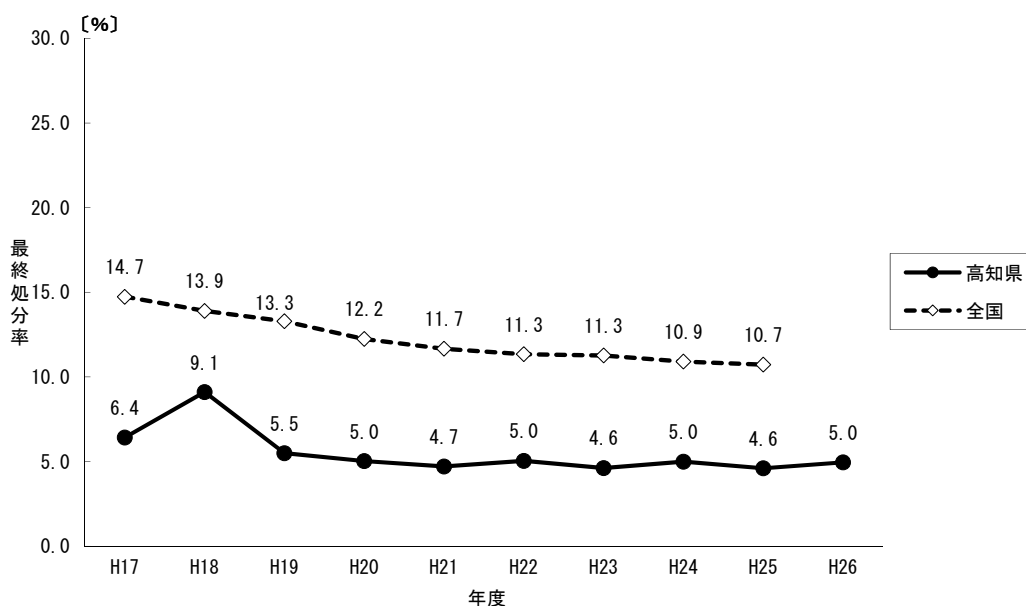
平成 26 年度における本県最終処分量は 13 千トンで、その内訳は直接最終処分量 5 千トン、焼却残渣を含む中間処理後最終処分量が 8 千トンとなっています。1 人 1 日当たりの最終処分量は 47 グラム/人・日で、平成 17 年度と比べて、溶融処理や固形燃料化といった資源化処理に加え、焼却灰・飛灰の資源化等の量が増加したことにより、約 30 パーセント減少しています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-17 最終処分量の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

また、計画処理量に対する最終処分率は、平成 26 年度は 5.0 パーセントとなっており、平成 25 年度における全国平均の 10.7 パーセントを大きく下回っています。



注) 最終処分率：最終処分量 ÷ 計画処理量

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-18 最終処分率の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

平成 26 年度における地域別最終処分率は、中央東部、中央西部が 11.7 パーセントで最も高く、これら 2 ブロックは平成 25 年度の全国平均とほぼ同水準となっています。一方、安芸広域、幡多広域及び中央中部では、熔融スラグ及び焼却灰等を資源化していることから、最終処分率を全国平均より低く抑えています。

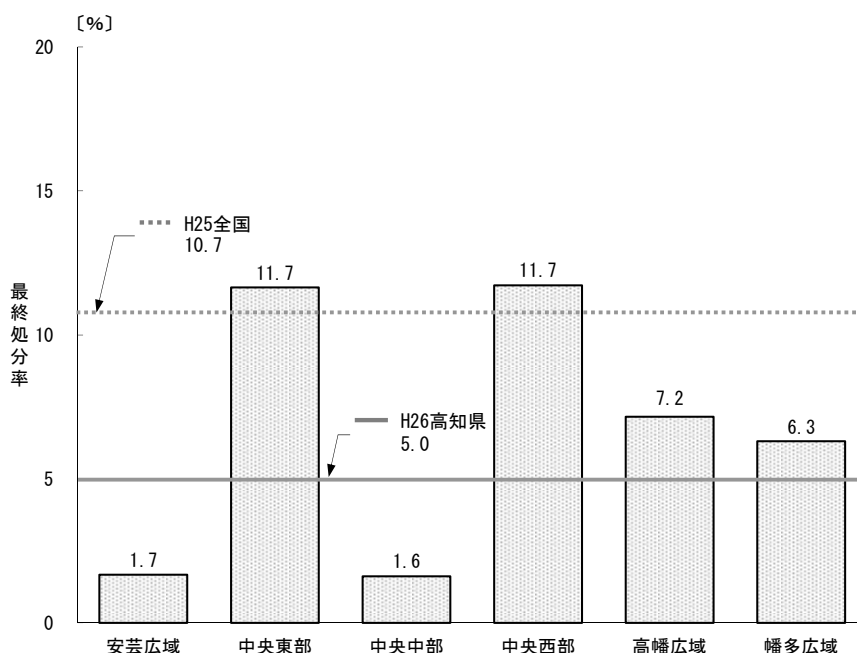
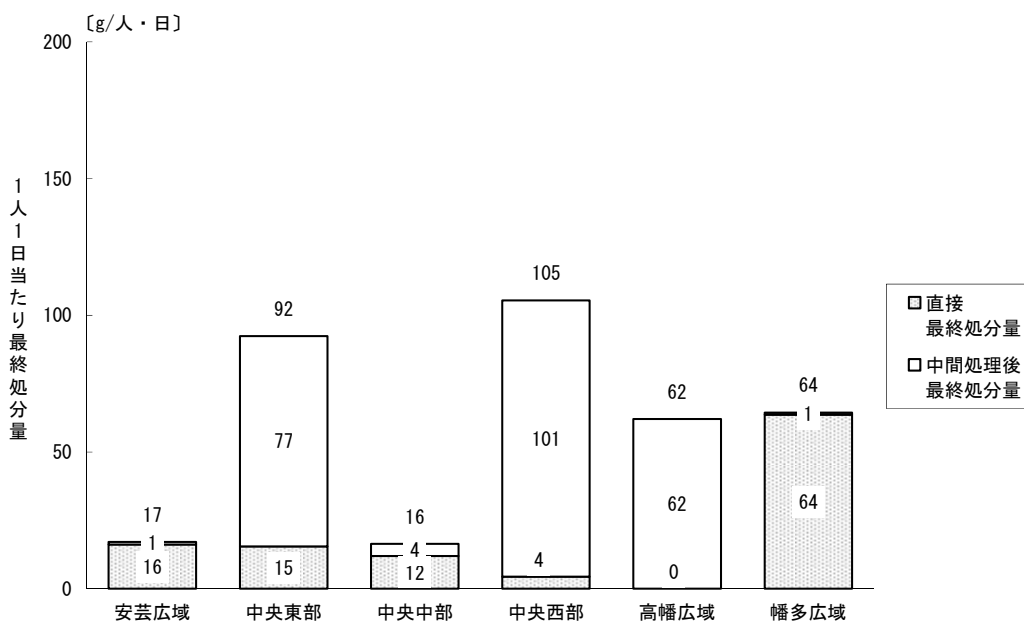


図 2-1-19 地域別最終処分率（平成 26 年度）

1 人 1 日当たりの最終処分量が最も多いのは、中央西部が 105 グラム/人・日、次いで中央東部が 92 グラム/人・日となっています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-20 地域別 1 人 1 日当たり最終処分量（平成 26 年度）

キ. 市町村等におけるごみ処理施設の設置状況

①ごみ焼却施設

平成 26 年度末現在、本県では、ごみ焼却施設は 8 施設が稼動しています。

これら 8 施設は、いずれの施設も昭和 56 年（1981 年）の建築基準法改正以降の整備であり、耐震基準を満たしているとともに、浸水区域外に設けられています。また、これらのうちごみの熔融処理施設は 2 施設、発電を行うものが 3 施設、熱利用を行うものが 6 施設となっています。

表 2-1-3 ごみ焼却施設の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始 年度	発電	熱利用
安芸広域	安芸広域市町村圏 事務組合	安芸広域メルトセンター	80	18,542	ガス化熔融 改質	2	2006 (平成 18)	○	○
中央東部	香南清掃組合	香南清掃組合 ごみ処理施設	160	25,217	焼却	2	1991 (平成 3)	—	○
中央中部	高知市	高知市清掃工場	600	113,348	焼却	3	2001 (平成 13)	○	○
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター	16	2,754	焼却	1	1996 (平成 8)	—	—
中央西部	高知中央西部 焼却処理事務組合	北原クリーンセンター	120	14,170	焼却	2	2001 (平成 13)	—	○
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター	40	7,643	焼却	2	1993 (平成 5)	—	○
高幡広域	四万十町	クリーンセンター銀河	25	6,374	焼却	2	2002 (平成 14)	—	—
幡多広域	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	140	32,113	ガス化熔融 改質	2	2002 (平成 14)	○	○

②ごみ固形燃料化施設（RDF）

平成 26 年度末現在、ごみ固形燃料化施設は 2 施設が稼動しています。

表 2-1-4 ごみ固形燃料化施設（RDF）の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	処理対象廃棄物	使用開始 年度
高幡広域	津野山広域町村 事務組合	津野山広域事務組合 クリーンセンター四万十	6	1,061	固形燃料化 (RDF)	可燃ごみ	1998 (平成 10)
	高幡東部清掃組合	ごみ固形燃料化施設	53	8,599	固形燃料化 (RDF)	可燃ごみ、 生ごみ（厨芥類）	2002 (平成 14)

③不燃・粗大ごみ処理施設

平成 26 年度末現在、不燃・粗大ごみ処理施設は 5 施設が稼動しています。

表 2-1-5 不燃・粗大ごみ処理施設の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始 年度
中央中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 粗大ゴミ処理工場	6	255	併用※1	粗大ごみ	1996 (平成 8)
中央西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	10	1,132	併用	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	1998 (平成 10)
	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ圧縮機	3	12	圧縮※2	粗大ごみ、資源ごみ	1988 (昭和 63)
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 粗大ごみ処理施設	10	424	併用	粗大ごみ、不燃ごみ	1993 (平成 5)
幡多広域	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	5	613	破砕※3	粗大ごみ	2002 (平成 14)

※1 併用：可燃性及び不燃性の粗大ごみを破砕（粉砕）する施設

※2 圧縮：不燃性粗大ごみを破砕・圧縮する施設

※3 破砕：家具等の可燃性粗大ごみを破砕することにより、焼却施設で容易に焼却しうるように処理する施設

④資源化施設

平成 26 年度末現在、資源化施設は 17 施設が稼動しています。

表 2-1-6 資源化施設の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度
安芸 広域	安芸市	安芸市 リサイクルプラザ	18.2	1,130	リサイクル プラザ	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2000 (平成 12)
	奈半利町	奈半利町クリーンセンター 不燃物処理施設	16	65	ストック ヤード	金属類、可燃ごみ	1988 (昭和 63)
	芸東衛生組合	芸東衛生組合 佐喜浜リサイクルセンター	5	861	容器包装 リサイクル 推進施設	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類	1983 (昭和 58)
中央 中部	高知市	高知市菖蒲谷 プラスチック減容工場	27	3,049	容器包装 リサイクル 推進施設	ペットボトル、プラスチック	1990 (平成 2)
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 資源化処理工場	6	210	その他	金属類、ガラス類	1996 (平成 8)
中央 西部	いの町	吾北塵芥処理場	1	9	その他	金属類	1997 (平成 9)
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 資源ごみ選別施設	10	550	その他	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類、不燃ごみ、 その他	1995 (平成 7)
	仁淀川中央 清掃事務組合	仁淀川中央清掃事務組合 不燃物処理施設	8	317	容器包装 リサイクル 推進施設	金属類、ガラス類	1976 (昭和 51)
高幡 広域	須崎市	須崎市 クリーンセンター横浪	6.2	967	リサイクル プラザ	金属類、ガラス類、ペットボトル、 プラスチック、可燃ごみ、 不燃ごみ	2004 (平成 16)
	中土佐町	中土佐町 ストックヤード施設	2	261	容器包装 リサイクル 推進施設	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類	2003 (平成 15)
	中土佐町	中土佐町適正処理困難物 積替保管施設	1	1	その他	プラスチック、その他	2004 (平成 16)
	梶原町	梶原町土づくりセンター	4	843	ごみ堆肥化 施設	し尿、家庭系生ごみ、 事業系生ごみ	1994 (平成 6)
	四万十町	クリーンセンター銀河	6	834	ストック ヤード	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、プラスチック、 布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2002 (平成 14)
幡多 広域	宿毛市	宿毛市不燃物処理施設	20	41	ストック ヤード	金属類	1982 (昭和 57)
	土佐清水市	土佐清水市 リサイクルセンター	4	102	リサイクル センター	金属類、ガラス類	1999 (平成 11)
	四万十市	西土佐ごみ処理場	9	160	ストック ヤード	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、粗大ごみ	1975 (昭和 50)
	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	19	1,043	リサイクル プラザ	紙類、その他資源ごみ、 ペットボトル	2003 (平成 15)

注) 施設区分は以下のとおりとする。

- ・リサイクルセンター : 廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進めるための施設
- ・リサイクルプラザ : リサイクルセンターの機能に加え、また不要品の補修、再生品の展示をとおして 3R の普及啓発等を行うための施設
- ・ストックヤード : 分別収集された資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）、リサイクルセンター等で選別・圧縮された資源ごみやスラグを資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に保管する施設（保管に必要な最小限の設備（圧縮設備、梱包設備等）を含む）
- ・容器包装リサイクル推進施設 : 容器包装リサイクルの推進のための分別収集回収拠点、資源ごみの保管施設や圧縮設備等の複合的な施設
- ・ごみ堆肥化施設 : 原料の移送・攪拌が機械化された堆肥化施設
- ・その他 : 上記以外の資源化処理のための施設

ク. 市町村等における一般廃棄物最終処分場の設置状況

平成 26 年度末現在、最終処分場は埋立中 17 施設、休止中 4 施設となっています。

表 2-1-7 一般廃棄物最終処分場の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	埋立地面積 (㎡)	全体容積 (㎡)	埋立容量 (㎡/年度)	残余容量 (㎡)	処理対象廃棄物	埋立開始 年度	埋立終了 年度	処分場の 現状
安芸広域	安芸市	安芸市一般廃棄物 最終処分場	12,500	48,000	0	18,577	焼却残渣（主灰）、 破碎ごみ・処理残渣	1995 (平成 7)	2015 (平成 27)	休止
	奈半利町	奈半利町茄子谷 廃棄物処分場	4,500	20,528	14	5,222	不燃ごみ	1990 (平成 2)	2050 (平成 62)	埋立中
	田野町	田野町菜地 不燃物処理場	960	7,000	141	4,387	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	2001 (平成 13)	2015 (平成 27)	埋立中
	安田町	安田町不燃物 埋立処分地	8,462	90,000	0	81,538	不燃ごみ	1980 (昭和 55)	2016 (平成 28)	休止
	芸東衛生組合	芸東衛生組合室津埋立地	4,700	19,800	67	118	不燃ごみ	1996 (平成 8)	2013 (平成 25)	埋立中
中央東部	南国市	南国市一般廃棄物 最終処分場	16,300	83,000	1,550	61,380	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成 14)	2016 (平成 28)	埋立中
	香南市	西佐古一般廃棄物処分場	1,381	5,320	0	464	不燃ごみ、粗大ごみ	1971 (昭和 46)	2018 (平成 30)	埋立中
	香美市	香美市立 一般廃棄物処理場	9,000	54,000	0	14,343	不燃ごみ、粗大ごみ	1970 (昭和 45)	2014 (平成 26)	埋立中
中央中部	高知市	高知市 三里最終処分場	63,300	698,000	3,266	122,523	不燃ごみ、その他	1985 (昭和 60)	2043 (平成 55)	埋立中
	大川村	大川村 朝谷最終処分場	800	500	0	395	その他	1993 (平成 5)	2009 (平成 21)	休止
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域一般廃棄物 最終処分場	3,200	16,000	335	1,200	焼却残渣（主灰）、その他、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	2001 (平成 13)	2014 (平成 26)	埋立中
中央西部	土佐市	土佐市一般廃棄物 最終処分場	15,000	122,000	1,526	84,985	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	1994 (平成 6)	2017 (平成 29)	埋立中
	高吾北広域 町村事務組合	高吾北広域町村事務組合 高吾北処理センター	2,400	19,000	923	3,057	焼却残渣（主灰）、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成 14)	2017 (平成 29)	埋立中
高幡広域	須崎市	須崎市廃棄物 埋立処分場	11,000	91,000	1,285	66,523	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 破碎ごみ・処理残渣	2004 (平成 16)	2018 (平成 30)	埋立中
	中土佐町	中土佐町七浦 不燃物埋立処理場	4,600	24,000	24	3,477	不燃ごみ	1995 (平成 7)	2010 (平成 22)	埋立中
	中土佐町	中土佐町榎ノ川 不燃物埋立処理場	800	5,600	0	570	不燃ごみ	1987 (昭和 62)	2010 (平成 22)	埋立中
	四万十町	クリーンセンター銀河	2,100	12,700	639	5,338	焼却残渣（主灰）、 焼却残渣（飛灰）	2002 (平成 14)	2021 (平成 33)	埋立中
幡多広域	宿毛市	宿毛市環境管理 センター	13,700	115,000	1,923	66,921	不燃ごみ、粗大ごみ	1996 (平成 6)	2070 (平成 82)	埋立中
	宿毛市	宿毛市母島 不燃物処理場	760	1,700	0	400	不燃ごみ	1990 (平成 2)	2010 (平成 22)	休止
	土佐清水市	土佐清水市不燃物 処理センター	13,600	114,707	157	20,755	不燃ごみ、その他、 破碎ごみ・処理残渣	1989 (平成元)	2013 (平成 25)	埋立中
	大月町	大月町環境 クリーンセンター	7,000	21,000	1,111	8,305	焼却残渣（主灰）、溶融飛灰、 不燃ごみ、焼却残渣（飛灰）、 粗大ごみ	1998 (平成 10)	2028 (平成 40)	埋立中

ケ. 市町村等以外の一般廃棄物処理施設

平成 26 年度現在、市町村等の一般廃棄物処理計画に位置付けられ、食品リサイクル法に基づき魚あらを広域的に処理している施設のほか、剪定枝、汚泥等のリサイクル、RPF の製造等を行っている施設は 42 施設となっています。

コ. 広域処理の状況

本県では、平成 11 年に「高知県ごみ処理広域化計画」を策定し、平成 29 年までの 20 年間の視野に入れたごみ処理の基本的なあり方を示すとともに、市町村が互いに連携していく広域ブロックを設定しました。

この計画は、ダイオキシン類対策や地球温暖化対策などのごみ処理に係る課題を解決するため、県内を 6 つに分けた広域ブロックのそれぞれの地域で、可燃ごみ処理施設を 1 施設に集約し、総合的、効率的な処理体制の構築を目指すものです。

平成 26 年度現在、市町村の状況により、安芸広域、中央東部、幡多広域については 1 施設で処理を行っています。広域化計画策定当時の目標と平成 26 年度現在の状況は図 2-1-21 のとおりです。

今後は、施設の効率的な整備を図る観点から、必要に応じて地域性や市町村、地域住民の意向を十分に考慮のうえ、進めていくことが大切と考えています。

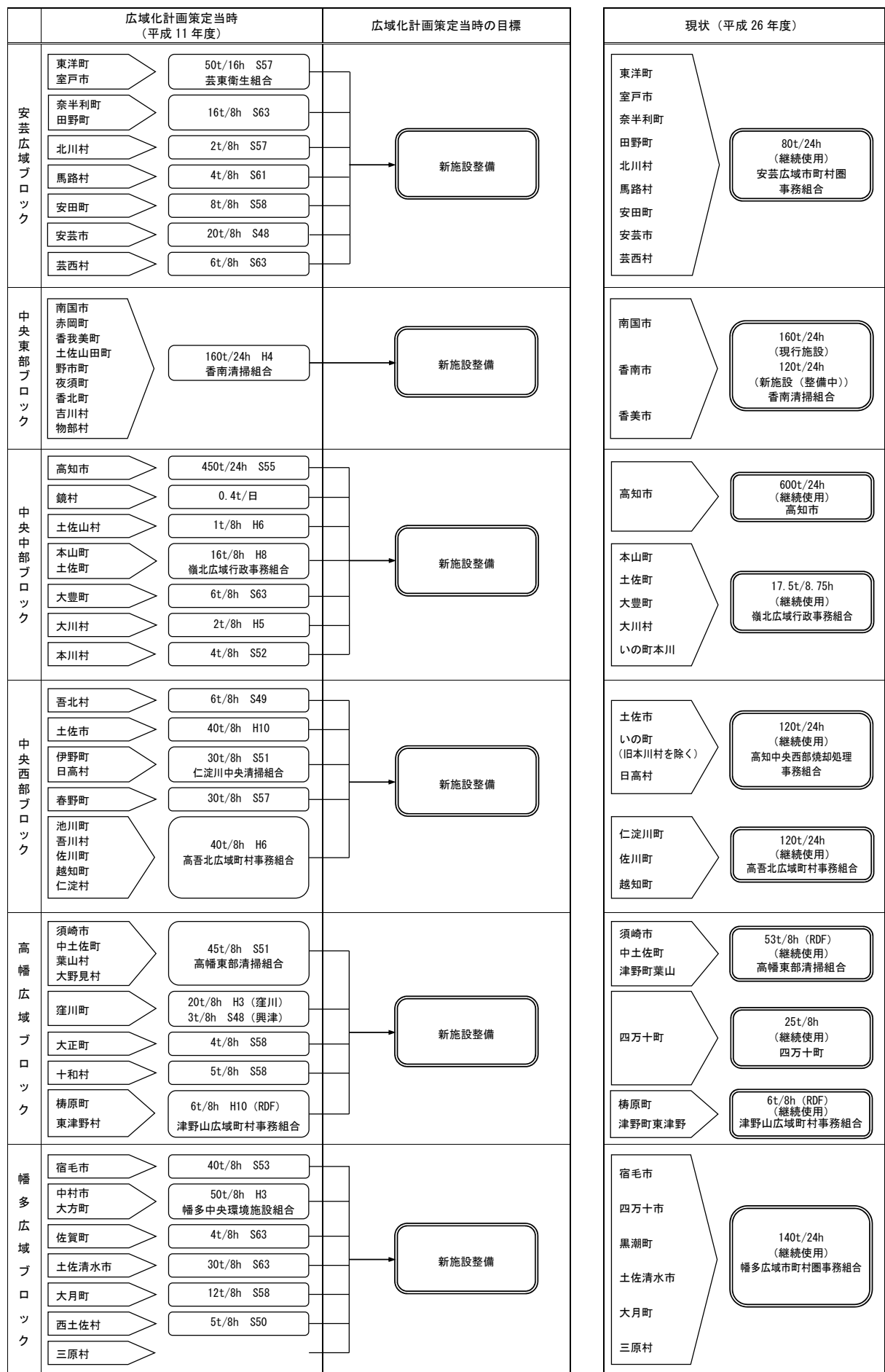


図 2-1-21 ごみ処理広域化計画策定当時の目標と現在の状況

ア. し尿の排出、処理等の概況

①生活排水処理人口

生活排水処理人口のうち、公共下水道人口及び合併処理浄化槽等（コミュニティプラント含む）人口は増加傾向で推移していますが、平成 18 年度には合併処理浄化槽等人口が大きく増加し、公共下水道人口を上回っています。

一方、汲み取り人口は急激に減少しており、単独処理浄化槽人口も概ね減少しています。さらに、自家処理人口も緩やかに減少しています。

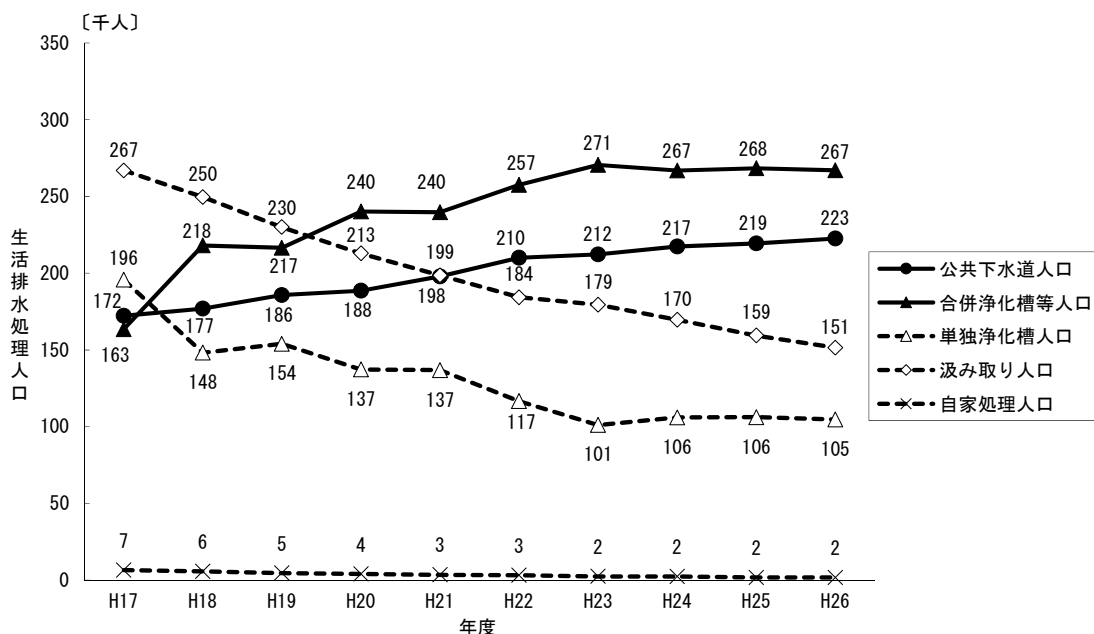
平成 26 年度末現在、公共下水道人口は 223 千人、合併処理浄化槽等人口は 267 千人となっています。

表 2-1-8 生活排水処理人口及びし尿等処理量のまとめ（平成 26 年度）

項 目	数 量	備 考
総人口	748 千人	
水洗化・生活雑排水処理人口	490 千人	
公共下水道人口	223 千人	
合併処理浄化槽等人口	267 千人	集落排水処理人口（平成 26 年度 23 千人）、コミュニティプラント人口（平成 26 年度 8 千人）を含む
単独処理浄化槽人口	105 千人	
汲み取り人口	151 千人	
自家処理人口	2 千人	
水洗化率	79.5%	（公共下水道人口＋合併処理浄化槽等人口＋単独処理浄化槽人口）÷総人口
生活排水処理率	65.5%	（公共下水道人口＋合併処理浄化槽等人口）÷総人口
し尿等処理量	364 千 kℓ	
し尿	162 千 kℓ	
浄化槽汚泥	202 千 kℓ	

注 1) 人口及びし尿等処理量は、小数点以下四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

注 2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の値で計算した値とは一致しない場合がある。

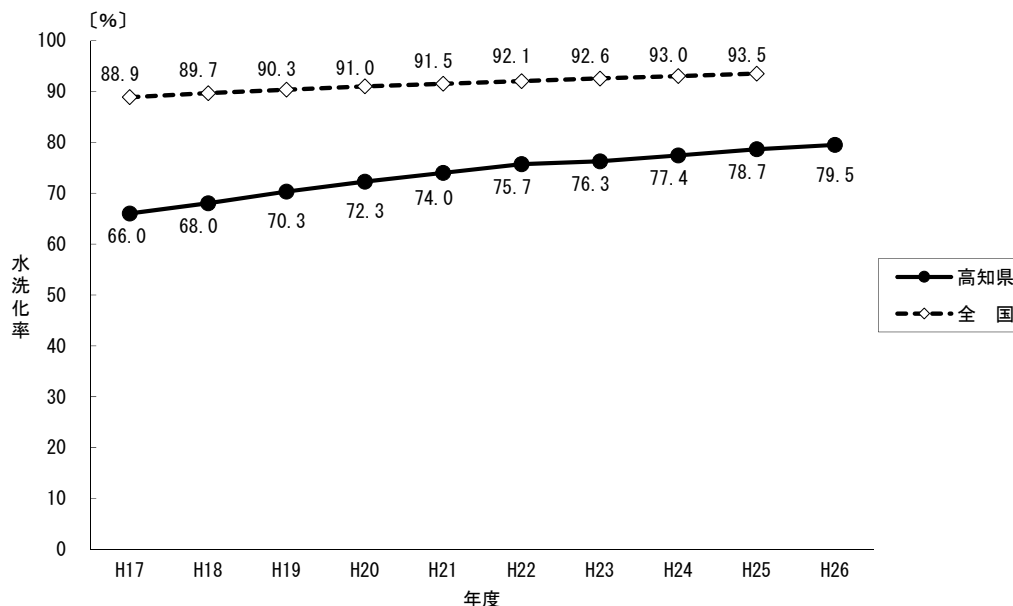


出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-22 生活排水処理人口の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

②水洗化率

平成 26 年度末現在、本県の水洗化率は 79.5 パーセントとなっており、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間では、13.5 ポイント上昇しましたが、平成 25 年度では全国平均に比べ約 15 ポイント低くなっており、依然として生活排水処理施設の整備が遅れています。



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-23 水洗化率の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）



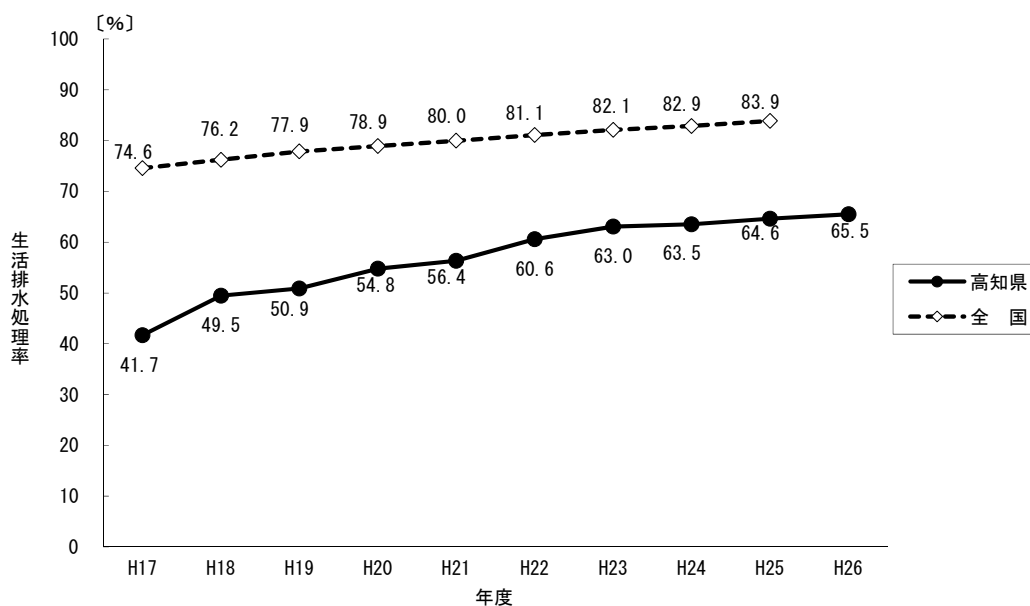
生活排水の処理は、①公共下水道、②合併処理浄化槽等（合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント）、③単独処理浄化槽、④し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）で行われています。

公共下水道や合併処理浄化槽等は、し尿と併せて生活雑排水（台所や風呂場からの排水）の処理が可能で、これらを整備している人口を「水洗化・生活雑排水処理人口」といいます。

全人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合を「水洗化・生活雑排水処理率」といい、一般に「生活排水処理率」といいます。

③生活排水処理率

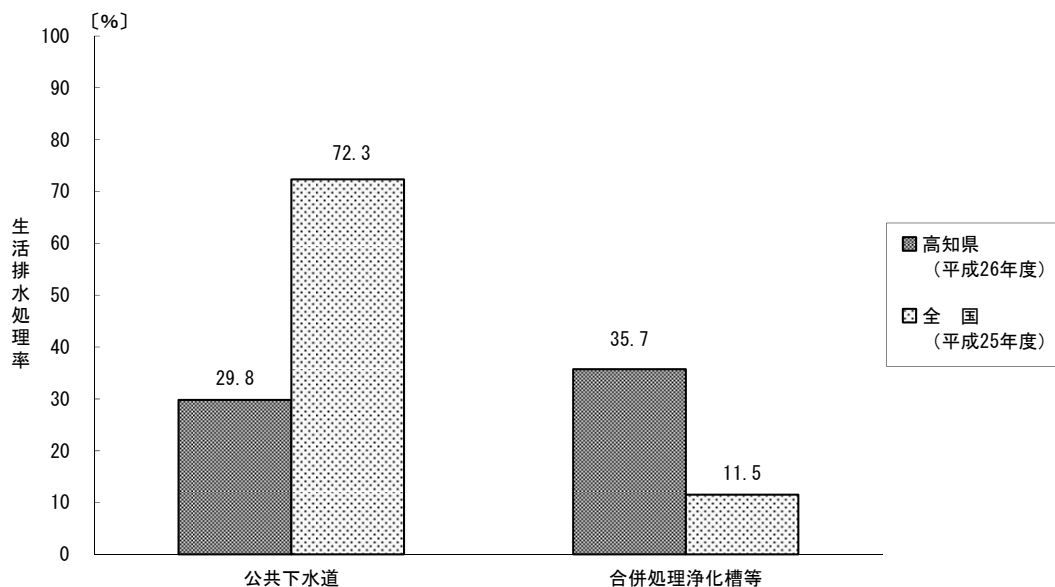
平成 26 年度末現在、本県の生活排水処理率は 65.5 パーセントとなっており、平成 25 年度では、全国平均に比べ約 20 ポイント低くなっています。



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-24 生活排水処理率の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

生活排水処理率の内訳をみると、本県では公共下水道が 29.8 パーセント、合併処理浄化槽等が 35.7 パーセントとなっており、生活排水処理を合併処理浄化槽等に依存する割合が高くなっています。



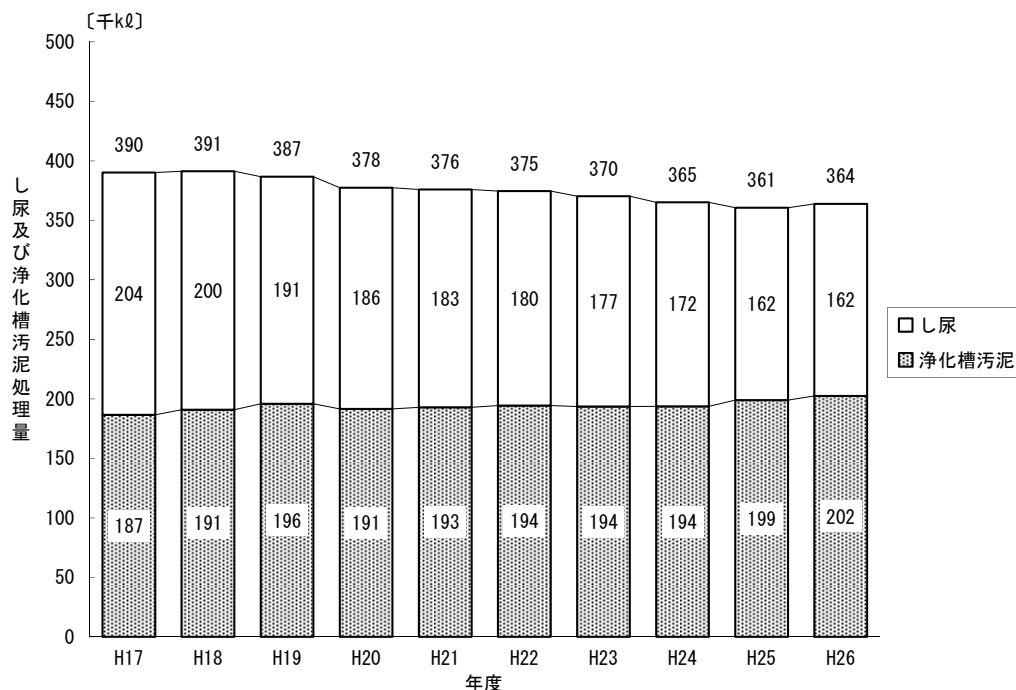
注) 合併処理浄化槽等：合併処理浄化槽に農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、コミュニティプラントを加えたもの

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-25 生活排水処理率の内訳

④し尿等処理量

平成 26 年度のし尿及び浄化槽汚泥処理量は、し尿が 162 千キロリットル（処理量全体の 44.4 パーセント）、浄化槽汚泥が 202 千キロリットル（同 55.6 パーセント）、合計 364 千キロリットルとなっています。浄化槽汚泥は、平成 19 年度以降し尿を上回るようになり、その後も着実に伸びてきています。



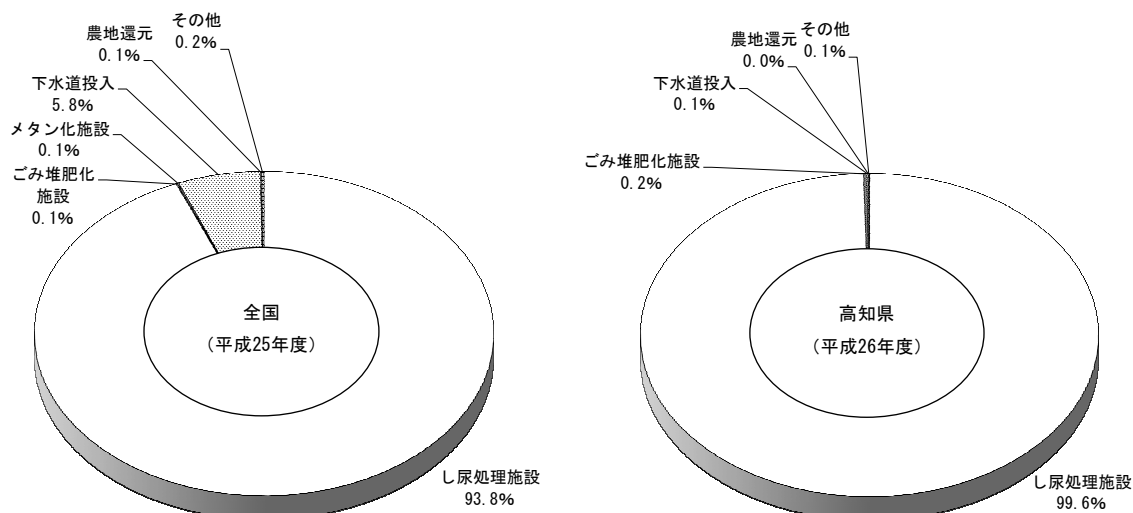
注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-26 し尿等処理量の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

⑤し尿等の処理・処分方法

し尿や浄化槽汚泥は、バキューム車で収集された後、し尿処理施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設、下水道投入、農地還元等により処理・処分されています。

全国及び本県のし尿等の処理・処分の内訳をみると、収集したし尿等のほぼ全量がし尿処理施設で処理されています。



注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-27 し尿等の処理・処分方法

イ. し尿処理施設の設置状況

平成 26 年度末現在、し尿処理施設は 19 施設が稼動しています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、資源の有効利用の観点から、し尿及び浄化槽汚泥だけではなく、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに堆肥、メタンガス等を回収する「汚泥再生処理センター」へ転換することを国が推進しています。

平成 26 年度末現在、本県における汚泥再生処理センターは、安芸市汚泥再生処理センター清浄苑、仁淀川下流衛生事務組合衛生センター、四万十町汚泥再生処理施設若井グリーンセンター、幡多西部消防組合幡西衛生処理センターの 4 施設が稼動しています。この他、汚泥再生処理センター以外で堆肥化を行っているし尿処理施設が 5 施設あります。

表 2-1-9 し尿処理施設の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	汚水処理						資源化処理			使用 開始 年度
			処理 方式	処理 能力	処理量			処理 方式	資源化能力			
					1 日 当たり	年間	し尿		浄化槽 汚泥	汚泥等	有機性 廃棄物	
安芸広域	安芸市	安芸市汚泥再生処理センター 清浄苑	高負荷 膜分離	30	26	9,366	6,330	3,036	堆肥化	0.1		2004 (平成 16)
	芸東衛生組合	芸東衛生組合 室戸清浄園	好希釈	20	22	7,964	5,443	2,521	その他			1979 (昭和 54)
	芸東衛生組合	芸東衛生組合 相間衛生センター	好希釈	20	12	4,305	2,663	1,642	その他			1976 (昭和 51)
	中芸広域連合	中芸広域連合衛生センター	高負荷 膜分離	25	26	9,368	5,274	4,094				1996 (平成 8)
中央東部	南国市	南国市環境センター	高負荷	70	75	27,286	13,976	13,310	その他			1996 (平成 8)
	香南香美衛生組合	香南香美衛生組合 衛生センター	標脱	100	101	36,938	17,749	19,189	堆肥化	0.43		1988 (昭和 63)
中央中部	高知市	高知市東部環境センター	標脱	390	280	102,314	21,116	81,198	堆肥化			1984 (昭和 59)
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北衛生センター	標脱	40	26	9,402	5,869	3,533	その他			1982 (昭和 57)
中央西部	仁淀川下流衛生 事務組合	衛生センター	標脱	120	112	40,945	16,126	24,819	堆肥化	1		1999 (平成 11)
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北広域町村事務組合 高吾北衛生センター	嫌気	47	44	16,183	9,418	6,765	メタン発酵 堆肥化	2		1966 (昭和 41)
高幡広域	津野町	津野町高度し尿処理施設	その他	4	4	1,428	341	1,087	堆肥化	0.01	4	1997 (平成 9)
	四万十町	汚泥再生処理施設 若井グリーンセンター	高負荷 膜分離	44	40	14,766	10,366	4,400	リン回収 助燃剤製造	0.2		2013 (平成 25)
	高幡東部清掃組合	し尿処理施設	高負荷	60	47	17,105	8,206	8,899	堆肥化	0.5		1990 (平成 2)
幡多広域	土佐清水市	土佐清水市衛生センター	高負荷 膜分離	31	31	11,460	9,290	2,170	その他			2002 (平成 14)
	四万十市	衛生センター中村	標脱	62	58	21,056	9,891	11,165	その他			1984 (昭和 59)
	四万十市	クリーンセンター西土佐	高負荷	9	9	3,456	1,957	1,499	その他			2003 (平成 15)
	四万十市	四万十市有機物供給施設	その他	7	1	269	8	261	その他	3		1991 (平成 3)
	黒潮町	黒潮町衛生センター	高負荷 膜分離	40	30	10,915	6,352	4,563				1998 (平成 10)
	幡多西部消防組合	幡西衛生処理センター	標脱	62	49	17,738	10,001	7,737	助燃剤製造	3		2006 (平成 18)

注 1) 汚泥再生処理センター以外で堆肥化を行っている施設

：香南香美衛生組合衛生センター、高知市東部環境センター、高吾北広域町村事務組合高吾北衛生センター、津野町高度し尿処理施設、高幡東部清掃組合し尿処理施設

注 2) 資源化処理の処理方式のうち「その他」は、「メタン発酵」、「堆肥化」、「補助燃料」、「炭化」以外のものとする。

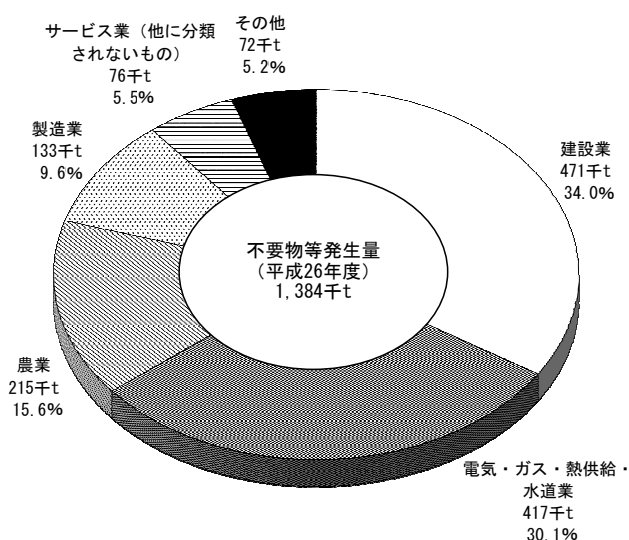
2. 産業廃棄物の現況

(1) 産業廃棄物

ア. 発生状況

本県が平成 27 年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成 26 年度における県内の事業所等から発生した不要物等発生量は 1,384 千トンと推計されています。

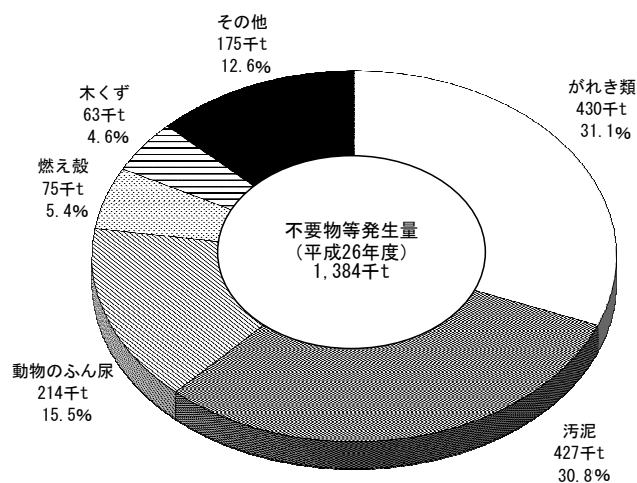
業種別に見ると、建設業が 471 千トンで最も多く、不要物等発生量全体の 34.0 パーセントを占めています。次いで、電気・ガス・熱供給・水道業が 417 千トン（同 30.1 パーセント）、農業が 215 千トン（同 15.6 パーセント）、製造業が 133 千トン（同 9.6 パーセント）、サービス業（他に分類されないもの）が 76 千トン（同 5.5 パーセント）となっており、これらが上位 5 業種となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-1 業種別不要物等発生量（平成 26 年度）

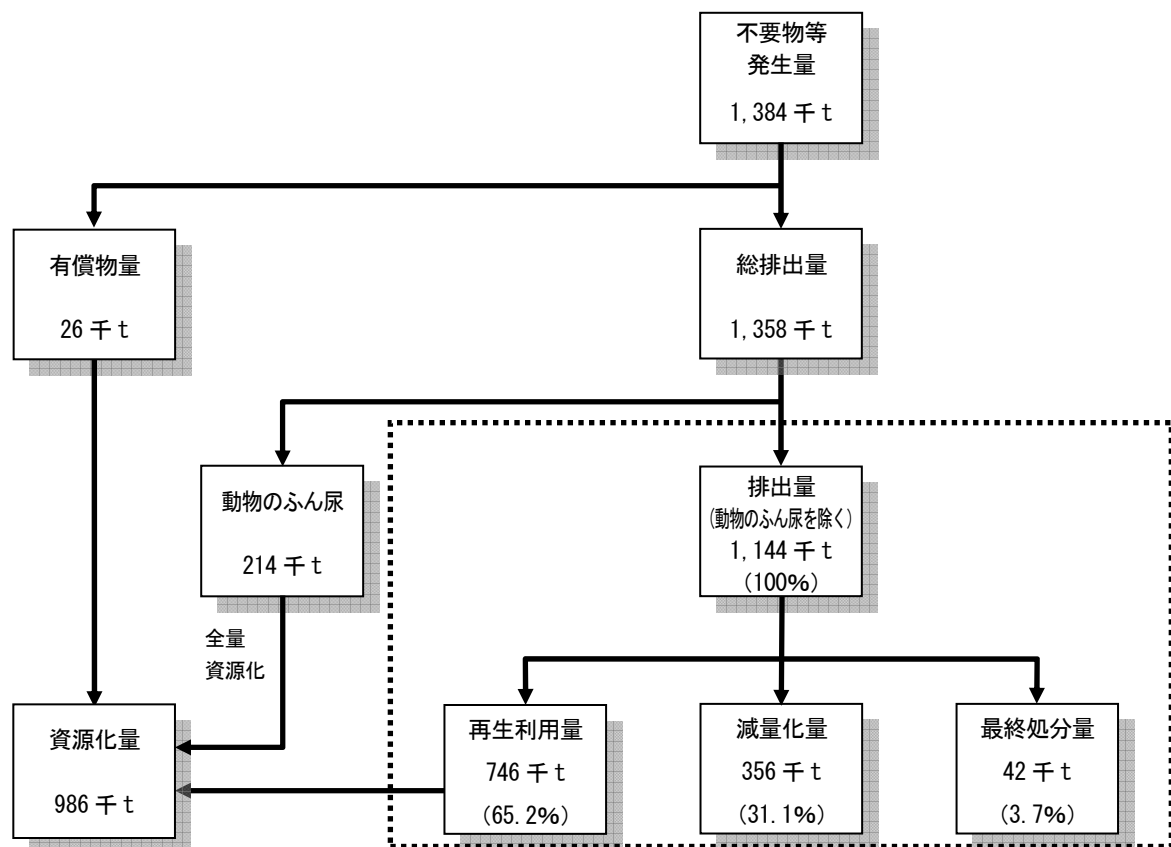
種類別に見ると、がれき類が 430 千トンで最も多く、不要物等発生量全体の 31.1 パーセントを占めています。次いで、汚泥が 427 千トン（同 30.8 パーセント）、動物のふん尿が 214 千トン（同 15.5 パーセント）、燃え殻が 75 千トン（同 5.4 パーセント）、木くずが 63 千トン（同 4.6 パーセント）となっており、上位 5 品目で全体のおよそ 9 割を占めています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-2 種類別不要物等発生量（平成 26 年度）

産業廃棄物の概略処理フローは下図のとおりです。



注 1) () は排出量に対する割合

注 2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の値で計算した値とは一致しない場合がある。

注 4) [] 産業廃棄物の減量化目標に係る項目

注 5) フロー中の各区分の定義は以下のとおりとする。

- ・ 不要物等発生量 : 事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量
- ・ 総排出量 : 事業所内で生じた不要物のうち、有償物量を除いた量
- ・ 有償物量 : 事業所内で生じた不要物のうち、中間処理されることなく有償で売却した量
- ・ 資源化量 : 有償物量と再生利用量を合わせた量
- ・ 動物のふん尿 : 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
- ・ 再生利用量 : 排出事業者又は処理業者等で再生利用された量
- ・ 減量化量 : 排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量
- ・ 最終処分量 : 排出事業者と処理業者等で最終処分された量

図 2-2-3 産業廃棄物の概略処理フロー (平成 26 年度)

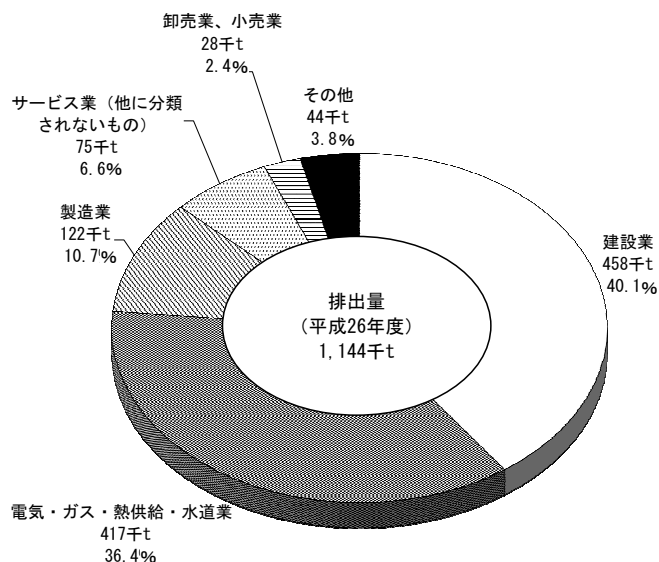
💡 動物のふん尿の取扱い

動物のふん尿は、発生量が多いものの、ほぼ全量が堆肥として利用若しくは畜舎内で減量化されているため、中間処理、最終処分といった処理体系に厳密に区分することが困難であること、排出形態が家畜の飼養に伴って発生することから、他の生産活動に伴って生じる産業廃棄物のように排出抑制を生産者の努力により達成することが困難と考えられます。こうしたことから、原則として次の「イ. 排出状況」以降は動物のふん尿を除外して取り扱うこととします。

イ. 排出状況

不要物等発生量から有償物量 26 千トン及び動物のふん尿 214 千トンを除いた排出量は 1,144 千トンとなっています。

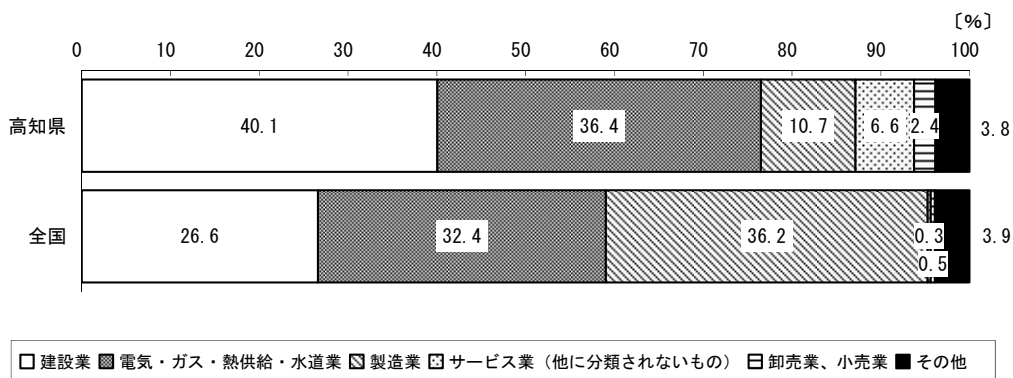
業種別排出量は、建設業が 458 千トンで最も多く、排出量全体の 40.1 パーセントを占めています。次いで電気・ガス・熱供給・水道業が 417 千トン（同 36.4 パーセント）、製造業が 122 千トン（同 10.7 パーセント）、サービス業（他に分類されないもの）が 75 千トン（同 6.6 パーセント）、卸売業、小売業が 28 千トン（同 2.4 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-4 業種別排出量（平成 26 年度）

排出量に占める割合が最も高い業種は、全国では製造業ですが、本県では建設業となっています。また、本県では、製造業の割合が全国と比べて低くなっています。



比較年度

高知県：平成 26 年度

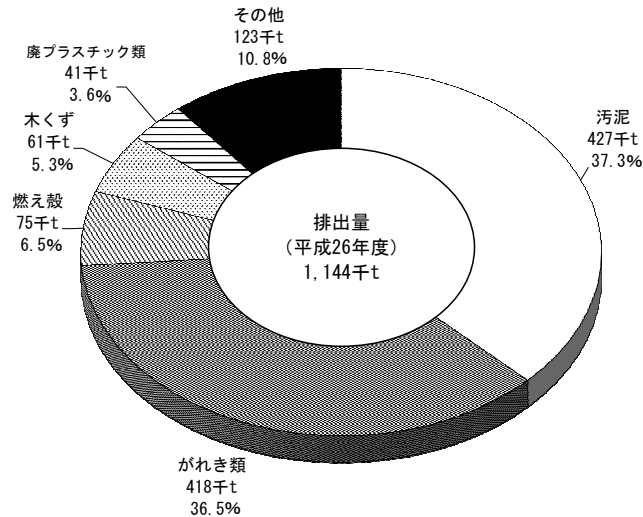
全国：平成 25 年度

注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成 25 年度実績）について（平成 27 年 12 月 環境省）」

図 2-2-5 業種別排出量の割合（全国との比較）

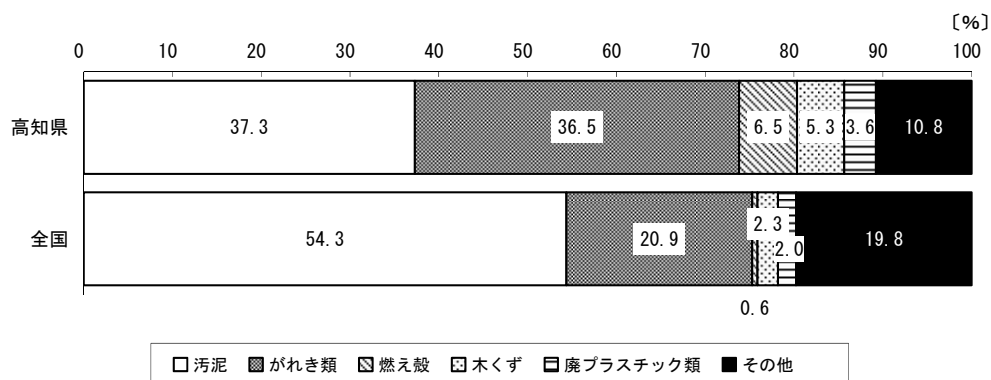
種類別排出量は、汚泥が 427 千トンで最も多く、全体の 37.3 パーセントを占めており、次いで、がれき類が 418 千トン（同 36.5 パーセント）、燃え殻が 75 千トン（同 6.5 パーセント）、木くずが 61 千トン（同 5.3 パーセント）、廃プラスチック類が 41 千トン（同 3.6 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-6 種類別排出量（平成 26 年度）

排出量に占める割合が最も高い種類は、全国、本県ともに汚泥となっています。また、本県では、がれき類、燃え殻、木くず、廃プラスチックの割合が全国に比べて高くなっています。



比較年度

高知県：平成 26 年度

全国：平成 25 年度

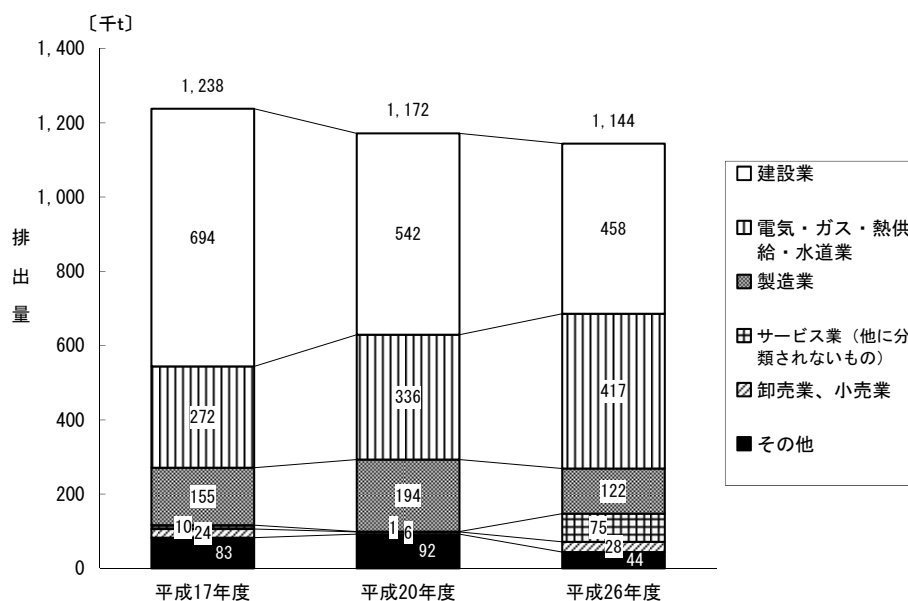
注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成 25 年度実績）について（平成 27 年 12 月 環境省）」

図 2-2-7 種類別排出量の割合（全国との比較）

産業廃棄物の排出量は、平成 17 年度以降減少しており、平成 26 年度は 1,144 千トンとなっています。

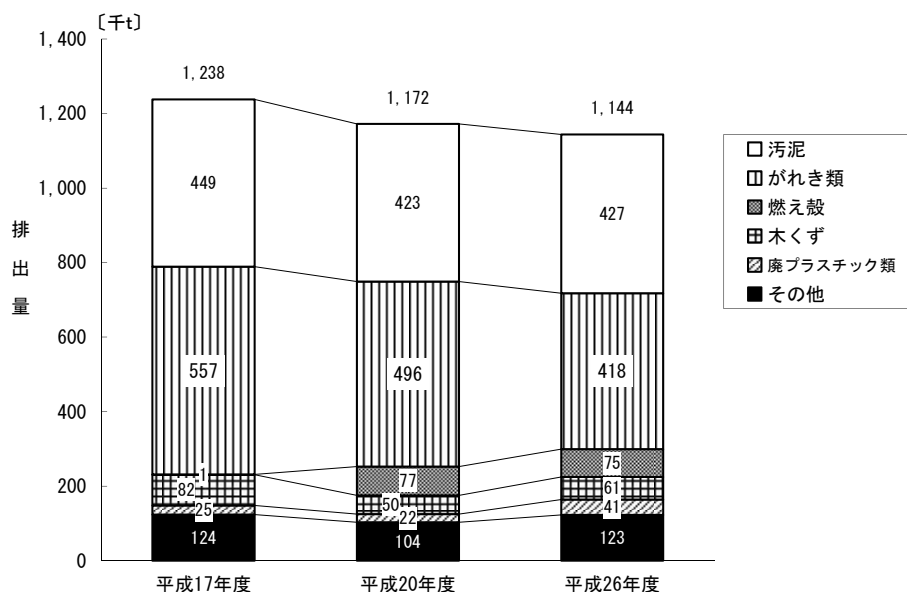
業種別排出量は、建設業、製造業が減少し、電気・ガス・熱供給・水道業が増えてきています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-8 業種別排出量の推移

また、種類別排出量は、がれき類が減少し、汚泥、木くず、廃プラスチック類が増加しています。

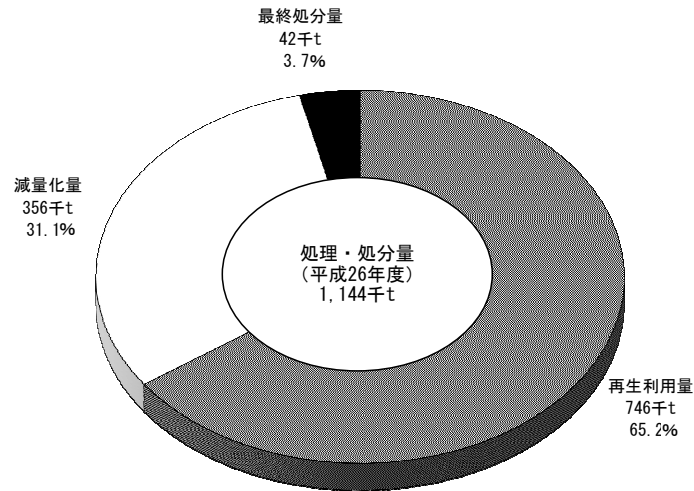


注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-9 種類別排出量の推移

ウ. 処理・処分状況

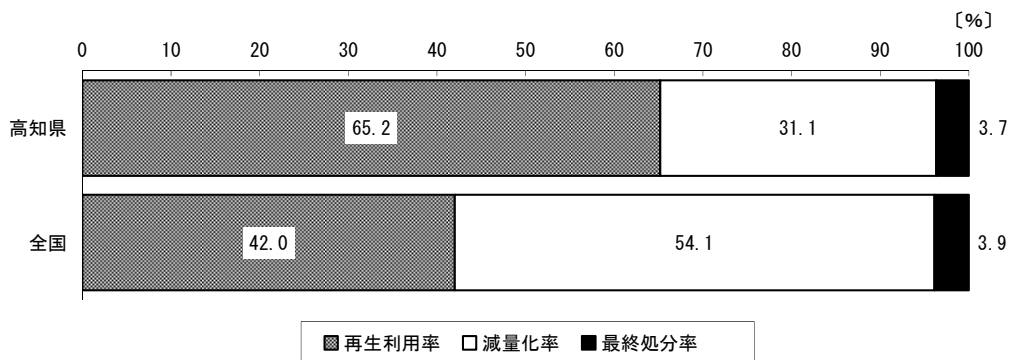
処理・処分量の状況は、建設資材や製品原料等にリサイクルされた再生利用量は 746 千トン（処理・処分量全体の 65.2 パーセント）、脱水や焼却により中間処理された減量化量が 356 千トン（同 31.1 パーセント）、最終処分量が 42 千トン（同 3.7 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-10 処理・処分量（平成 26 年度）

処理・処分量に占めるそれぞれの割合は、本県は減量化率が全国に比べて低くなっていますが、再生利用と減量化を合せた割合及び最終処分の割合は全国とほぼ同じです。



比較年度

高知県：平成 26 年度

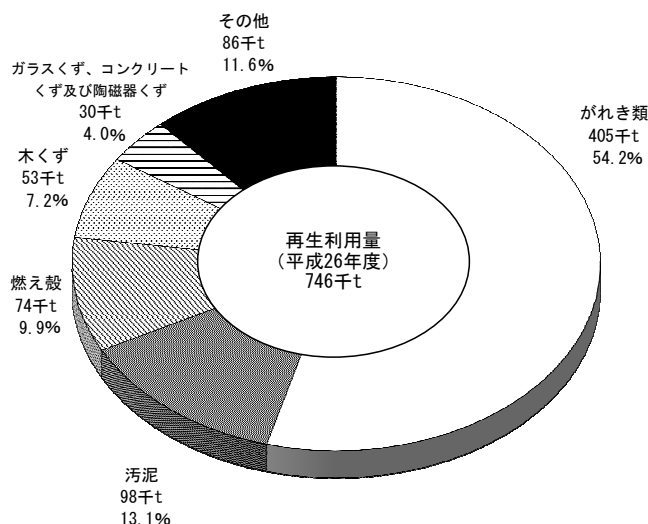
全国：平成 25 年度

注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成 25 年度実績）について（平成 27 年 12 月 環境省）」

図 2-2-11 処理・処分量に占める割合（全国との比較）

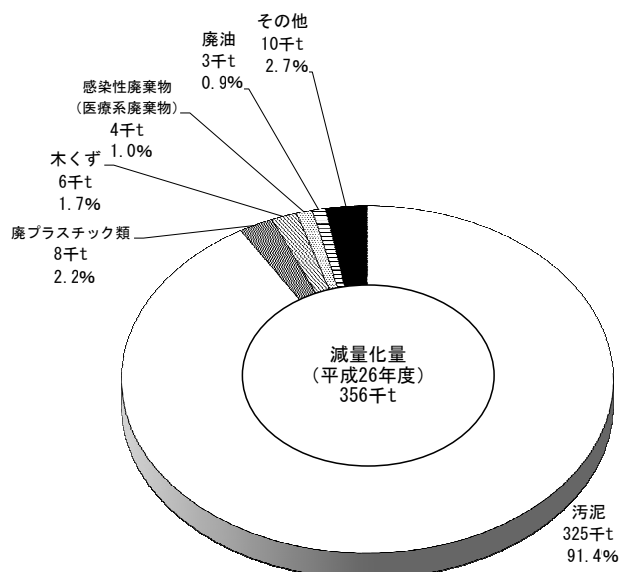
再生利用量 746 千トンの内訳は、がれき類が 405 千トンで最も多く、全体の 54.2 パーセントを占めています。次いで、汚泥が 98 千トン（同 13.1 パーセント）、燃えがらが 74 千トン（同 9.9 パーセント）、木くずが 53 千トン（同 7.2 パーセント）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずが 30 千トン（同 4.0 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-12 再生利用量の種類別内訳 (平成 26 年度)

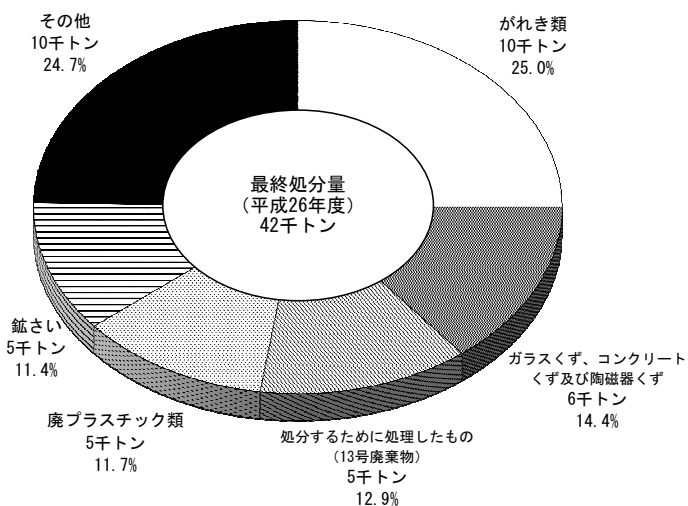
減量化量 356 千トンの内訳は、汚泥が 325 千トンで最も多く、全体の 91.4 パーセントを占めています。次いで、廃プラスチック類が 8 千トン（同 2.2 パーセント）、木くずが 6 千トン（同 1.7 パーセント）、感染性廃棄物が 4 千トン（同 1.0 パーセント）、廃油が 3 千トン（同 0.9 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-13 減量化量の種類別内訳 (平成 26 年度)

最終処分量 42 千トンの内訳は、がれき類が 10 千トンで最も多く、全体の 25.0 パーセントを占めています。次いで、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずが 6 千トン（同 14.4 パーセント）、13 号廃棄物が 5 千トン（同 12.9 パーセント）、廃プラスチック類が 5 千トン（同 11.7 パーセント）、鉱さいが 5 千トン（同 11.4 パーセント）となっています。



注 1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 2) 廃棄物の種類は排出時の区分によるものとする。

図 2-2-14 最終処分量の種類別内訳（平成 26 年度）

業種別の処理の内訳をみると、排出量の多い建設業では、建設リサイクル法に基づく再生利用の取組みが行われているため、再生利用の割合が高く、電気・ガス・熱供給・水道業では、汚泥の脱水が行われていることにより、減量化の割合が高くなっています。

県全体では、再生利用、減量化に努めてきたことから、全国と同様に最終処分量を低く抑えています。

表 2-2-1 業種別の処理・処分状況（平成 26 年度）

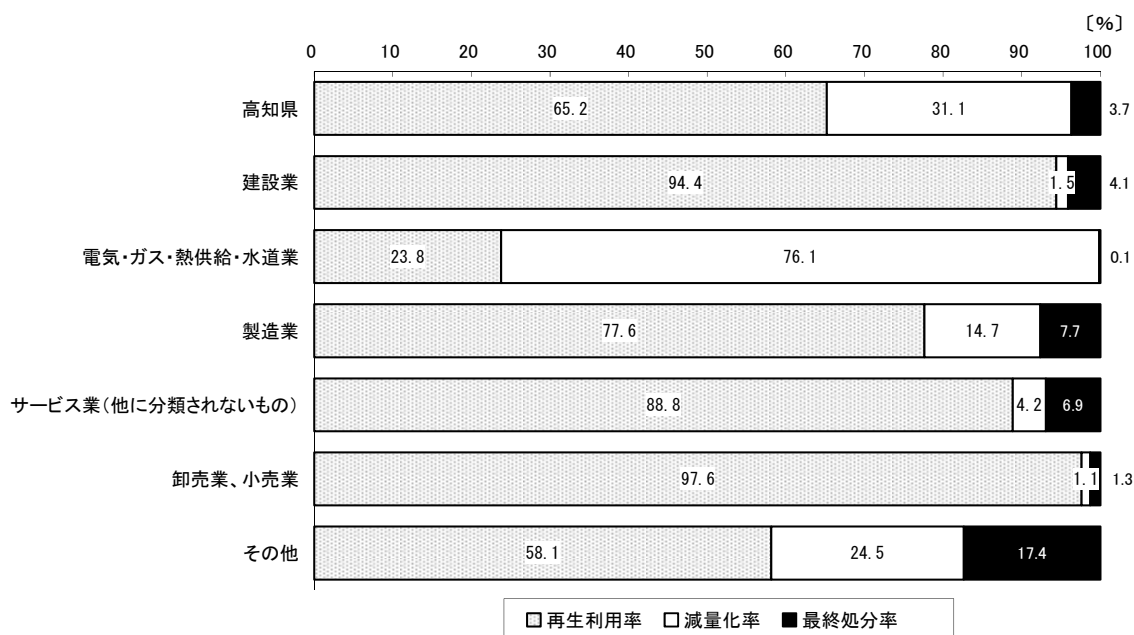
〔千 t〕

業 種	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
		割合		割合		割合		割合
高知県	1,144	100%	746	65.2%	356	31.1%	42	3.7%
建設業	458	100%	433	94.4%	7	1.5%	19	4.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	417	100%	99	23.8%	317	76.1%	1	0.1%
製造業	122	100%	95	77.6%	18	14.7%	9	7.7%
サービス業（他に分類されないもの）	75	100%	67	88.8%	3	4.2%	5	6.9%
卸売業、小売業	28	100%	27	97.6%	0	1.1%	0	1.3%
その他	44	100%	26	58.1%	11	24.5%	8	17.4%

注 1) 千トン未満の量は、表中では 0 と記載している。

注 2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。



注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-15 業種別の処理・処分状況（平成 26 年度）

種類別の処理の内訳をみると、再生利用率は、がれき類、燃え殻、木くずが特に高く、「その他」も再生利用の割合が高くなっています。

減量化率が高いものは汚泥で、県全体の減量化の多くを占めています。

また、排出量の多い廃棄物については、汚泥は脱水による減量化、がれき類は建設資材として再生利用、燃え殻はセメント原料化や堆肥化等中間処理を適切に行うことにより、最終処分の割合を低く抑えています。

一方、「その他」には、鉱さいや廃石膏ボードなどが含まれており、こうしたものは、本県での再生利用の方法や体制が十分に確立されていないことから、最終処分の割合が高くなっています。

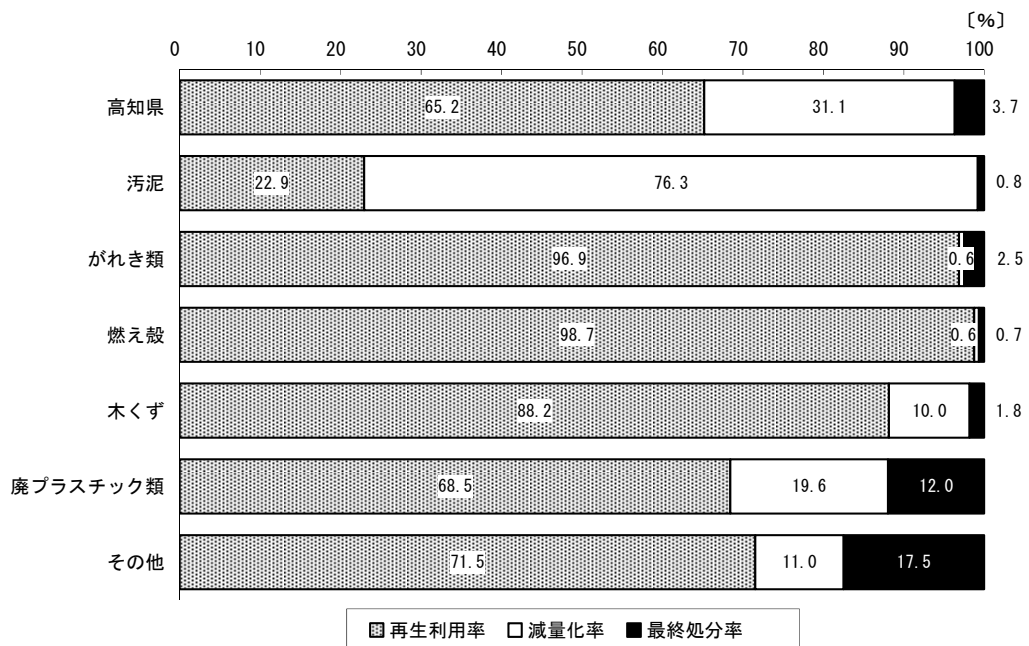
表 2-2-2 種類別の処理・処分状況（平成 26 年度）

種 類	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
		割合		割合		割合		割合
高知県	1,144	100%	746	65.2%	356	31.1%	42	3.7%
汚泥	427	100%	98	22.9%	325	76.3%	3	0.8%
がれき類	418	100%	405	96.9%	3	0.6%	10	2.5%
燃え殻	75	100%	74	98.7%	0	0.6%	1	0.7%
木くず	61	100%	53	88.2%	6	10.0%	1	1.8%
廃プラスチック類	41	100%	28	68.5%	8	19.6%	5	12.0%
その他	123	100%	88	71.5%	14	11.0%	22	17.5%

注 1) 千トン未満の量は、表中では 0 と記載している。

注 2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。



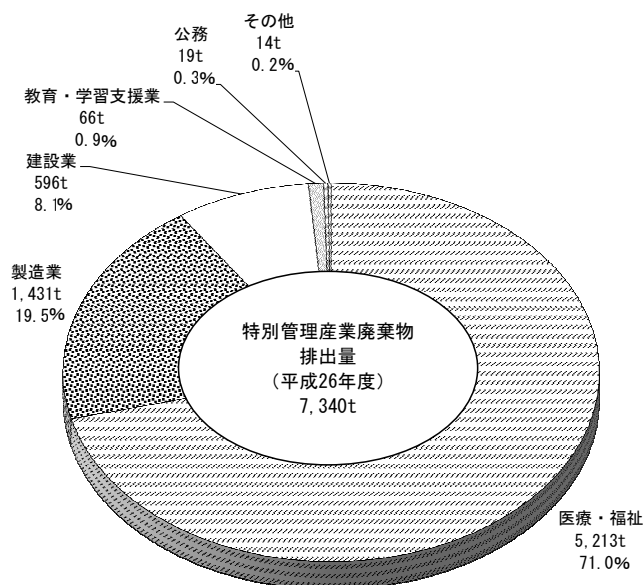
注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-16 種類別の処理・処分状況（平成 26 年度）

(2) 特別管理産業廃棄物

平成 26 年度に県内の事業所等から発生した特別管理産業廃棄物の排出量は、7,340 トンとなっています。

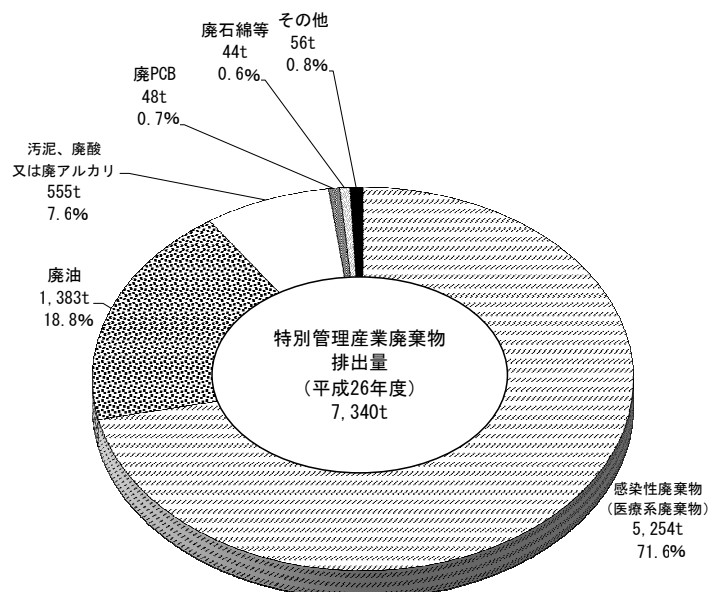
業種別にみると、医療・福祉が 5,213 トンで最も多く、全体の 71.0 パーセントを占めています。次いで、製造業が 1,431 トン（同 19.5 パーセント）、建設業が 596 トン（同 8.1 パーセント）、教育・学習支援業、公務及びその他を合わせたものが 99 トン（同 1.4 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-17 特別管理産業廃棄物の業種別排出状況（平成 26 年度）

排出量を種類別にみると、感染性廃棄物が 5,254 トンで最も多く、全体の 71.6 パーセントを占めています。次いで、廃油が 1,383 トン（同 18.8 パーセント）、汚泥、廃酸又は廃アルカリが 555 トン（同 7.6 パーセント）、廃 PCB が 48 トン（同 0.7 パーセント）、廃石綿等が 44 トン（同 0.6 パーセント）、その他が 56 トン（同 0.8 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-18 特別管理産業廃棄物の種類別排出状況（平成 26 年度）

特別管理産業廃棄物の処理・処分量の内訳をみると、排出量の約 24 パーセントが再生利用され、約 57 パーセントが減量化しており、残りの約 19 パーセントが最終処分となっています。

排出量が最も多い感染性廃棄物の処理・処分状況は、約 75 パーセントが中間処理として破碎・滅菌・焼却処理等により減量化され、約 25 パーセントが最終処分されています。

廃油はほとんどが再生利用されています。

汚泥、廃酸又は廃アルカリは、焼却処理等により減量化される量が多いため、最終処分量は少なくなっています。

廃 PCB については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州 PCB 処理事業所において無害化処理が行われています。

廃石綿等は排出量の全てが最終処分されています。

表 2-2-3 特別管理産業廃棄物の種類別処理・処分状況（平成 26 年度）

[t]

種 類	排出量	処理・処分量		
		再生利用量	減量化量	最終処分量
合 計	7,340 (100%)	1,775 (24.2%)	4,167 (56.8%)	1,398 (19.0%)
感染性廃棄物（医療系廃棄物）	5,254 (100%)	226 (4.3%)	3,731 (71.0%)	1,298 (24.7%)
廃油	1,383 (100%)	1,377 (99.6%)	6 (0.4%)	0 (0.0%)
汚泥、廃酸又は廃アルカリ	555 (100%)	149 (26.9%)	403 (72.7%)	2 (0.4%)
廃 PCB	48 (100%)	8 (16.0%)	15 (32.0%)	25 (52.0%)
廃石綿等	44 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	44 (100%)
その他	56 (100%)	15 (27.3%)	12 (21.6%)	29 (51.1%)

注 1) () は排出量に対する割合

注 2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

(3) 処理業の許可及び処理施設の設置状況

平成 27 年度 4 月 1 日現在、処理業者の許可件数は、産業廃棄物の収集・運搬業者が 1,210 件、処理・処分業者が 126 件となっています。

また、特別管理産業廃棄物の収集・運搬業者が 116 件、処理・処分業者が 4 件となっています。

表 2-2-4 処理業者の許可件数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

廃棄物	業者の区分	業者数	高知県	高知市
産業廃棄物	収集・運搬業者	1,210	1,133	77
	処理・処分業者	126	95	31
	中間処理	116	87	29
	中間＋最終	10	8	2
	最終処分	0	0	0
特別管理 産業廃棄物	収集・運搬業者	116	106	10
	処理・処分業者	4	3	1
	中間処理	3	2	1
	中間＋最終	1	1	0
	最終処分	0	0	0

中間処理施設は、脱水施設が 12 施設、天日乾燥施設が 1 施設、焼却施設が 22 施設、破碎施設が 119 施設となっています。

表 2-2-5 中間処理施設の設置状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

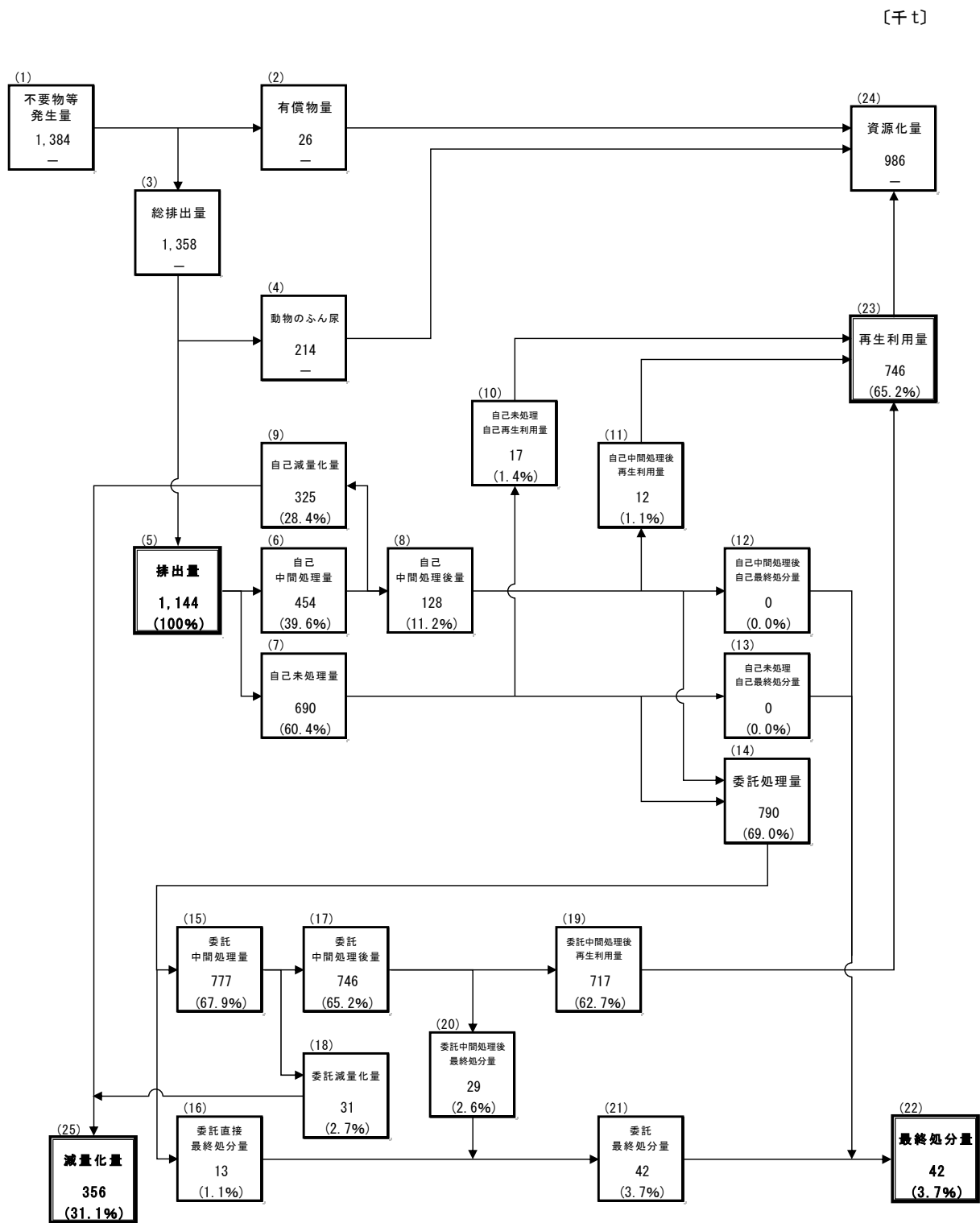
処 理	施設数	高知県	高知市
脱水	12	8	4
天日乾燥	1	0	1
焼却	22	17	5
破碎	119	99	20
合計	154	124	30

最終処分場は、安定型が 12 施設、管理型が 1 施設となっています。

表 2-2-6 最終処分場の設置状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

最終 処分場	高知県			高知市		
	施設数	許可容量 (m³)	残容量 (m³)	施設数	許可容量 (m³)	残容量 (m³)
遮断型	—	—	—	—	—	—
安定型	9	1,898,018	1,264,702	3	485,537.5	390,227
管理型	1	111,550	72,079	—	—	—
合計	10	2,009,568	1,336,781	3	485,537.5	390,227

産業廃棄物の詳細な処理フローは下図のとおりです。



注1) () は(5)排出量に対する割合

注2) 量及び割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

図 2-2-19 産業廃棄物詳細処理フロー（平成 26 年度）

表 2-2-7 処理フローの用語の定義

フロー図 No.	項目	定義
(1)	不要物等発生量	事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(2)	有償物量	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、有償で売却した量
(3)	総排出量	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量
(4)	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
(5)	排出量	(3)の総排出量のうち、(4)の動物のふん尿を除いた量
(6)	自己 処理	自己中間処理量
(7)		自己未処理量
(8)		自己中間処理後量
(9)		自己減量化量
(10)		自己未処理自己再生利用量
(11)		自己中間処理後再生利用量
(12)		自己中間処理後自己最終処分量
(13)		自己未処理自己最終処分量
(14)	委託 処理	委託処理量
(15)		委託中間処理量
(16)		委託直接最終処分量
(17)		委託中間処理後量
(18)		委託減量化量
(19)		委託中間処理後再生利用量
(20)		委託中間処理後最終処分量
(21)		委託最終処分量
(22)	最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(23)	再生利用量	排出事業者と処理業者等で再生利用された量の合計
(24)	資源化量	有償物量と動物のふん尿と再生利用量の合計
(25)	減量化量	排出事業者と処理事業者等の中間処理により減量された量の合計

第3章 前回の計画目標の達成状況と課題

1. 前回の計画目標の達成状況

(1) 一般廃棄物

ア. 平成27年度の高知県の一般廃棄物減量化目標

前回の「高知県廃棄物処理計画（平成23年3月）」で定めた、本県の一般廃棄物の減量化目標は以下のとおりです。

なお、国の一般廃棄物減量化目標に即して、これ以降の「排出量」は、集団回収量を含まない「計画処理量」とします。

平成27年度の高知県の一般廃棄物減量化目標

- 排出量を平成19年度に対し約10パーセント削減します。
- 再生利用量を約25パーセントに増加します。
- 最終処分量を平成19年度に対し約22パーセント削減します。

イ. 減量化目標に対する達成状況

本計画に示された排出量、再生利用量、最終処分量の目標と平成27年度見込みを比較したところ、排出量、最終処分量は目標を達成すると見込まれますが、再生利用量は目標を下回ると見込まれます。

表3-1-1 一般廃棄物の減量化目標の達成状況

項 目		基準（平成19年度）		目標（平成27年度）		実績（平成26年度）		見込み（平成27年度）	
		量	割合	量	割合	量	割合	量	割合
排出量（計画処理量）		287	100% ※100%	259	100% ※190.0%	260	100% ※190.4%	256	100% ※189.0%
処理	再生利用量	70	24.5%	65	25.0%	57	21.8%	56	21.8%
	減量化量	201	70.0%	182	70.4%	190	73.2%	188	73.3%
処分量	最終処分量	16	5.5% ※2100%	12	4.8% ※278.0%	13	5.0% ※281.5%	12	4.8% ※278.5%

- 注1) 網掛けをした箇所が目標と実績の比較すべき対象を示す。
- 注2) 見込み（平成27年度）については、「第4章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標」と同様に推計したものである。
- 注3) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注4) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。
- ※1 平成19年度の排出量（287,392トン）に対する割合
- ※2 平成19年度の最終処分量（15,805トン）に対する割合

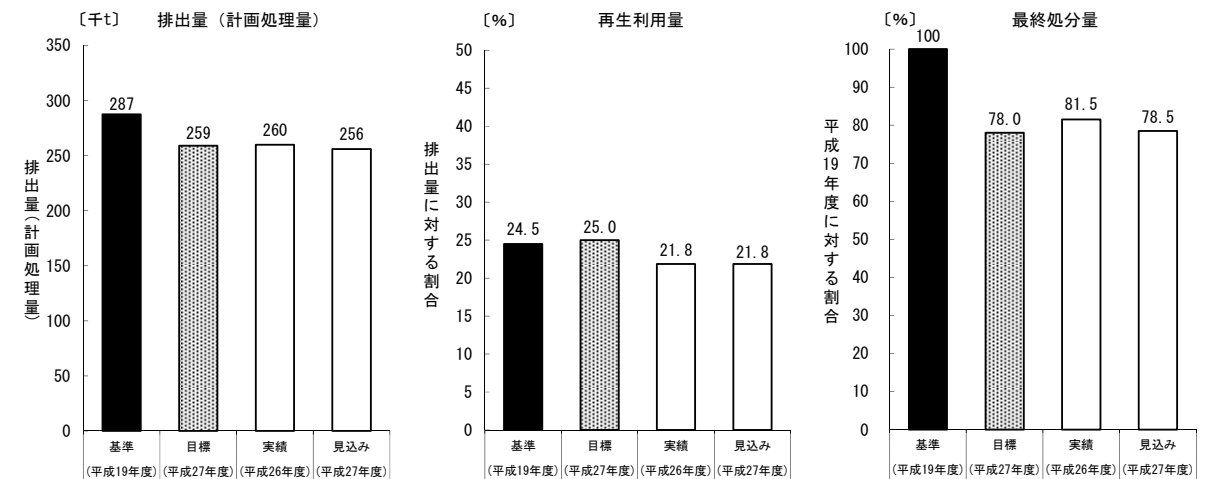


図3-1-1 目標と実績の比較

(2) 産業廃棄物

ア. 平成 27 年度の高知県の産業廃棄物減量化目標

前回の「高知県廃棄物処理計画（平成 23 年 3 月）」において、本県の産業廃棄物の減量化目標は以下のとおり設定されています。

平成 27 年度の高知県の産業廃棄物減量化目標

- 排出量を平成 20 年度に対し約 2 パーセント削減します。
- 再生利用量を平成 20 年度と同じ率（約 65 パーセント）とします。
- 最終処分量を平成 20 年度に対し約 12 パーセント削減します。

イ. 減量化目標に対する達成状況

本計画に示された排出量、再生利用量、最終処分量の目標は、平成 27 年度では、排出量、再生利用量では達成するものの、最終処分量は目標値に到達しないと見込まれます。

表 3-1-2 産業廃棄物の減量化目標の達成状況

〔千 t〕

項 目		基準（平成 20 年度）		目標（平成 27 年度）		実績（平成 26 年度）		見込み（平成 27 年度）	
		量	割合	量	割合	量	割合	量	割合
排出量		1,172	100%	1,149	100%	1,144	100%	1,125	100%
処理 ・ 処分量	再生利用量	757	64.6%	742	64.6%	746	65.2%	726	64.5%
	減量化量	382	32.6%	378	32.9%	356	31.1%	359	31.9%
	最終処分量	33	2.8%	29	2.5%	42	3.7%	40	3.6%

注 1) 網掛けをした箇所が目標と実績の比較すべき対象を示す。

注 2) 見込み（平成 27 年度）については、「第 4 章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標」と同様に推計したものである。

注 3) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 4) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

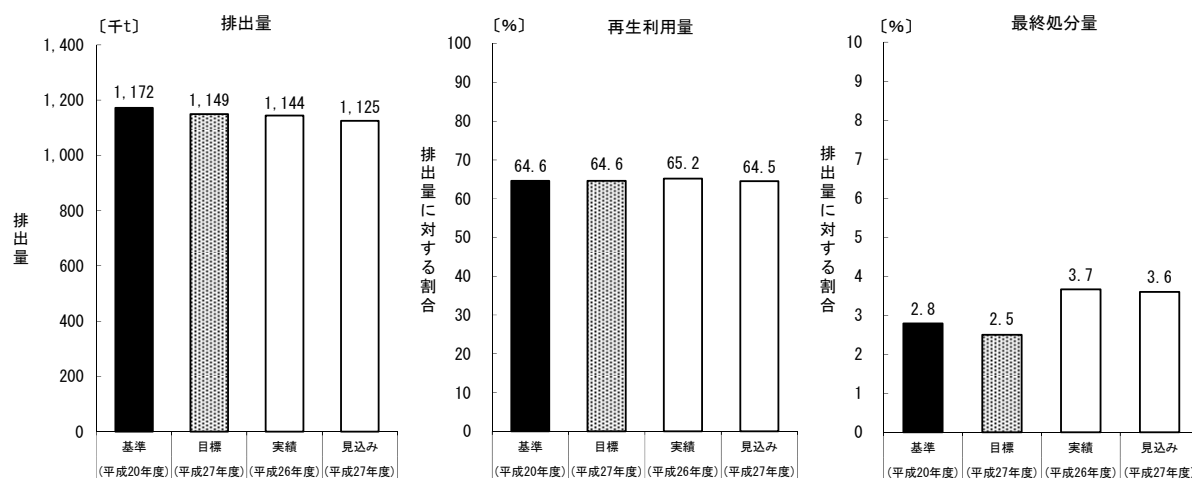


図 3-1-2 目標と実績の比較

2. 廃棄物処理の課題

(1) 一般廃棄物

ア. 3R※（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

(ア) ごみの 2R（リデュース・リユース）の推進

平成 26 年度における県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 958 グラムであり、ごみ排出量のピーク時である平成 13 年度（1,105 グラム）と比べると、147 グラム（約 13 パーセント）の減量となっています。しかしながら、国の基本方針では、2R への取組みの遅れが指摘されていることから、引き続き、発生抑制、再使用の向上に努める必要があります。

(イ) リサイクルの推進

一般廃棄物のリサイクル率は 22.2 パーセント（うち集団回収を除く再生利用率は 21.8 パーセント）であり、平成 25 年度の全国平均（20.6 パーセント）を上回っていますが、平成 22 年度をピークに低下しており、2R と併せてリサイクル率を向上させることが必要となります。

また、各種リサイクル法に基づく取組みと併せて、平成 25 年度に施行された小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型家電の回収体制の構築を支援していく必要があります。

イ. 適正処理の推進

(ア) ごみの適正処理の推進

平成 26 年度現在、ごみ焼却・熔融施設 8 施設、不燃・粗大ごみ処理施設 5 施設、固形燃料化施設（RDF）2 施設、資源化施設 17 施設、最終処分場 17 施設が稼働しています。

今後は、人口の減少に伴い、ごみの排出量が減少すると見込まれることから、処理施設の更新時には、広域処理や収集運搬の効率化の検討を行う必要があります。

また、処理施設の適正な維持管理はもとより、施設の長寿命化、温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時における対応を視野に置いた検討も必要となります。

(イ) し尿等の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥は、平成 26 年度現在、し尿処理施設 19 施設で処理されていますが、今後の施設更新や改修の際には、メタンガスやリン等の資源の回収について検討する必要があります。

(ウ) 不法投棄等不適正処理の防止

不法投棄や違法焼却等の不適正処理は、法律で禁止されているにも関わらず、根絶されていないため、引き続き、県民や事業者に対する普及啓発を行い、未然防止に努める必要があります。

ウ. 意識改革の推進

循環型社会への転換を進めるためには、県民や事業者の 3R や分別意識を醸成していくことが重要です。このためには、市町村とともに、環境教育や廃棄物に関する情報の普及啓発を継続していく必要があります。

エ. 災害廃棄物処理体制の構築

県では、今後 30 年以内に 70 パーセントの確率で発生が予想されている南海トラフを震源とする巨大地震の発生に際し、大量の災害廃棄物を迅速・適切に処理し、早期に県民の生活基盤を復旧・復興するため、平成 26 年 9 月に「高知県災害廃棄物処理計画 ver. 1」を策定しました。

今後、県では、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、新しい知見や情報の収集に努め、官民を挙げて災害廃棄物の処理体制を構築する必要があります。

※ 3R：リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再使用）、リサイクル（Recycle 再資源化）の 3 つの頭文字を合わせた言葉で、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会形成を目指すための重要な取組みのこと。優先順位は、①リデュース、②リユース、③リサイクルの順である。

(2) 産業廃棄物

ア. 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

（ア）2R（リデュース・リユース）の推進

国の基本方針では、2R への取組みへの遅れが指摘されていることから、今後は、リサイクルより優先順位の高い発生抑制や再使用に取り組んでいく必要があります。

（イ）リサイクルの推進

平成 26 年度における再生利用率は 65.2 パーセントと全国平均（42.0 パーセント）に比べ高い水準にあり、特に排出量の多い「汚泥」、「がれき類」については、「建設リサイクル法」に基づく取組みや下水道事業者による下水汚泥のリサイクルが積極的に行われています。

今後は、排出抑制とともに、再生利用の取組みが遅れている産業廃棄物について、再生ボードや建設資材等再生利用を推進していく必要があります。

イ. 適正処理の推進

（ア）適正処理体制の維持

産業廃棄物の域内処理の方針のもと、平成 23 年度に県内で管理型最終処分場が供用を開始したことで、県内の産業廃棄物の適正処理体制が一定整いました。

今後も引き続き、排出事業者責任の原則のもと、民間主導による処理体制を基本とするとともに、産業廃棄物の適正処理を図る観点から、適切な処理能力を確保する必要があります。

（イ）不適正処理の防止

不法投棄や違法焼却等については、排出事業者や処理業者に対する指導に努めているものの、依然として不適正な処理の根絶には至っていない状況です。

こうした不適正処理を防止するためには、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の徹底や優良産廃処理業者認定制度の利用拡大、並びに不法投棄の監視を継続するとともに、排出事業者、産業廃棄物処理業者に対し、法令遵守を徹底していく必要があります。

ウ. 意識改革の推進

排出事業者や処理事業者が循環型社会や廃棄物に関する法令遵守の意識を醸成するため、廃棄物に関する様々な情報の提供や事業者の制度に対する理解を深めていくための啓発を継続していく必要があります。

第4章 廃棄物排出量の見込みと減量化目標

1. 一般廃棄物の将来予測

(1) ごみ

ごみの将来推計は、家庭系ごみ、事業系ごみに区分して、それぞれ行いました。

家庭系ごみと事業系ごみについては、県民1人1日当たり及び従業員1人当たりの排出量に活動量（排出者総数）を乗じることで将来の排出量を求めました。

県民1人1日当たりの排出量及び従業員1人当たりの排出量は、実績値の推移状況から設定しました。

活動量のうち、将来人口及び将来従業員数は、「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度版）」などの推移状況をもとに推計しました。

ア. 排出量

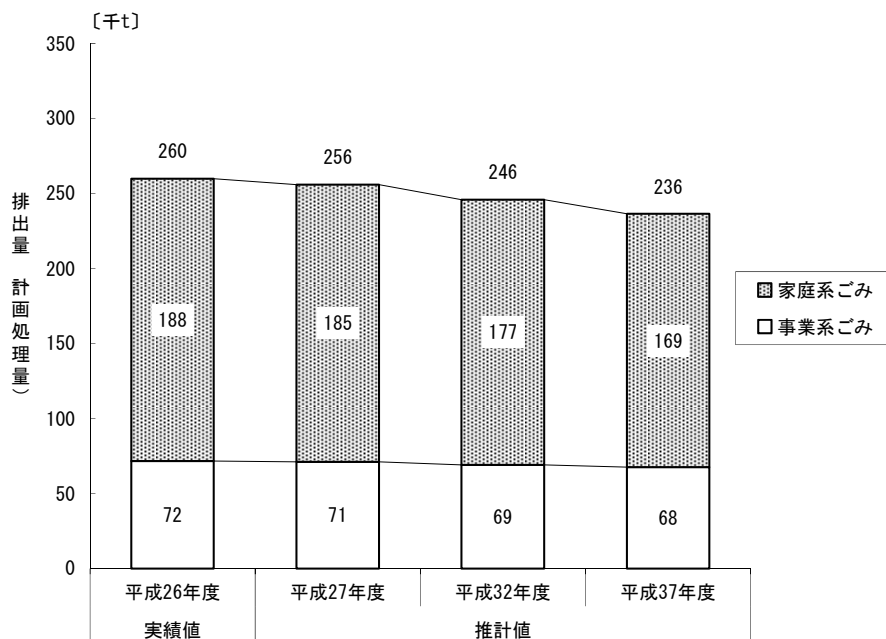
排出量については、平成32年度は246千トン、平成37年度は236千トンとなり、平成26年度の260千トンに比べて平成32年度では約6パーセント、平成37年度では約9パーセントの排出量が減少すると推計しています。この主な要因は、人口の減少や2Rの取組みを進めることにより、家庭系ごみの排出量が少なくなること等によるものです。

表4-1-1 排出量（計画処理量）の将来推計

〔千t、千人〕

項 目	実績値	推計値		
	平成26年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
排出量（計画処理量）	260	256	246	236
家庭系ごみ	188	185	177	169
事業系ごみ	72	71	69	68
人 口	748	742	713	685

注）量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注）量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図4-1-1 排出量（計画処理量）の将来推計

イ. 処理・処分量

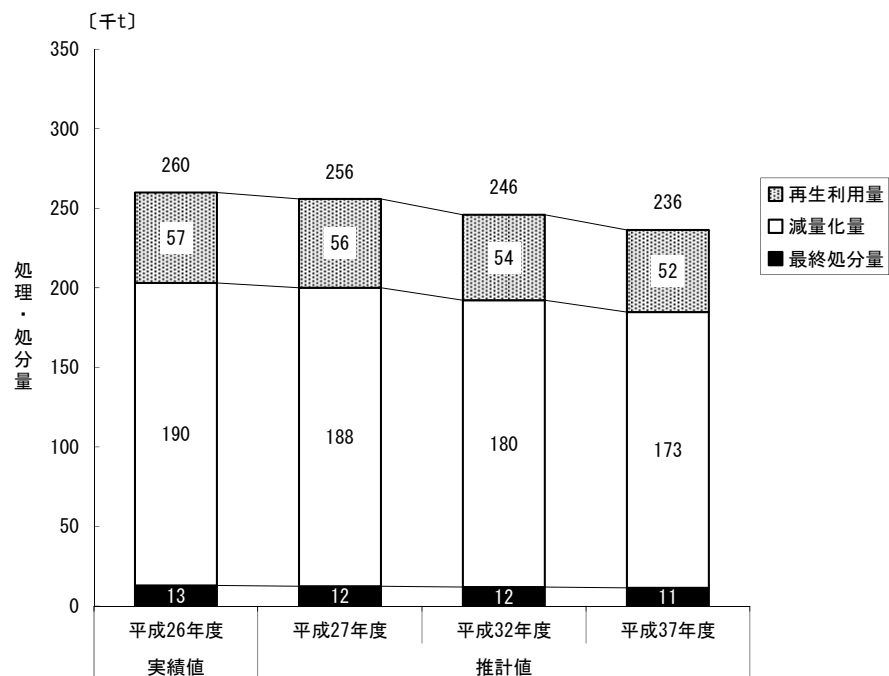
処理・処分量については、平成 32 年度の再生利用量は 54 千トン、減量化量は 180 千トン、最終処分量は 12 千トン、平成 37 年度の再生利用量は 52 千トン、減量化量は 173 千トン、最終処分量は 11 千トンと推計しています。

表 4-1-2 処理・処分量の将来推計

〔千 t〕

項 目	実績値	推計値		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
処理・処分量	260	256	246	236
再生利用量	57	56	54	52
減量化量	190	188	180	173
最終処分量	13	12	12	11

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 4-1-2 処理・処分量の将来推計

(2) し尿

し尿等処理量は、し尿と浄化槽汚泥に分けて、それぞれ将来推計を行いました。

し尿処理量と浄化槽汚泥処理量については、1人1日当たりのし尿、浄化槽汚泥の処理量（収集原単位）に活動量（処理人口）を乗じて求め、将来の排出量を求めました。

活動量は、し尿については汲み取り人口とし、浄化槽汚泥については合併処理浄化槽（農業・漁業集落排水処理、コミュニティプラントを含む）及び単独処理浄化槽人口を合わせたものとした。

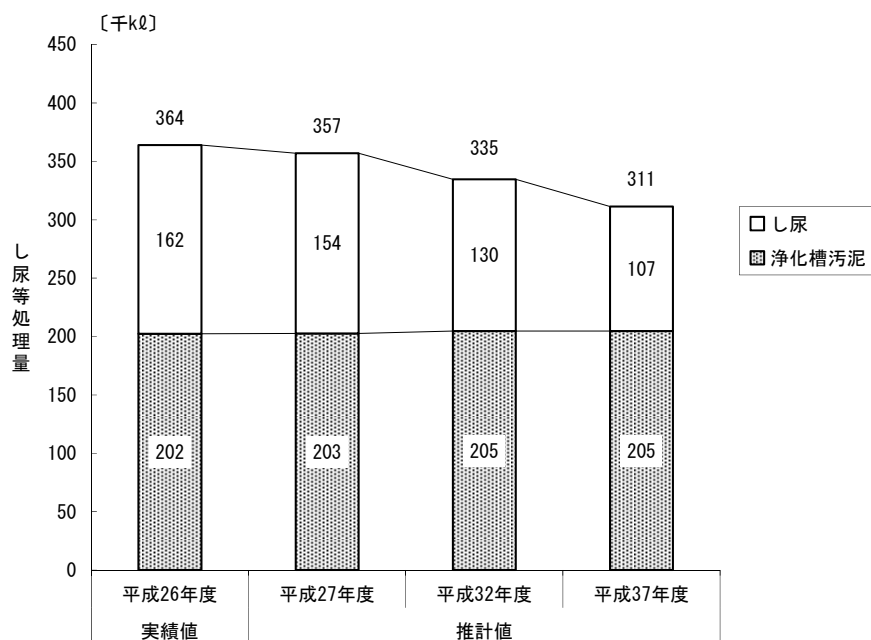
将来のし尿等処理量は、平成32年度は335千キロリットル、平成37年度は311千キロリットルと推計しています。

また、し尿等処理量の内訳についてみると、し尿処理量は減少傾向をたどりますが、浄化槽汚泥処理量は微増と推計しています。

表 4-1-3 し尿等処理量の将来推計

項 目		実績値	推計値		
		平成26年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
1人1日当たりの処理量 (ℓ/人・日)	し尿	2.92	3.04	3.49	3.95
	浄化槽汚泥	1.52	1.48	1.51	1.53
処理人口 (千人)	し尿	151	139	102	74
	浄化槽汚泥	372	375	371	366
し尿等処理量 (千ℓ)		364	357	335	311
	し尿	162	154	130	107
	浄化槽汚泥	202	203	205	205

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 4-1-3 し尿等処理量の将来推計

2. 産業廃棄物の将来予測

産業廃棄物の発生量及び排出量は、今後とも「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況と業種ごとの活動量との関係は変わらない」と仮定して、「原単位法」により推計しました※。

将来における単位活動量当たりの産業廃棄物の発生量（原単位）は、現況と同じものを用いました。また、活動量は、実績値の推移状況から業種別に設定しました。

排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合は、現況（平成 26 年度）と変わらないものとして業種別・種類別に推計しました。

※ 産業廃棄物の推計方法（「原単位法」）

産業廃棄物の推計は、排出原単位と活動指標による以下の式を原則として行った。

$$(\text{産業廃棄物排出量}) = (\text{排出原単位}) \times (\text{地域の活動指標の推計値})$$

ここで、

- ・排出原単位：活動指標に応じた産業廃棄物の基本数値で、事業所等へのアンケートにより把握したもの
- ・活動指標：業種ごとの事業活動の目安となる指標で、以下のとおり設定し、統計資料等より推計したもの
 - 建設業：元請完成工事高
 - 製造業：製造品出荷額
 - 医療・福祉機関：病床数、施設定員数
 - その他の業種：従業者数

なお、排出元が限定されるものは、原単位法を用いた推計によらず、事業所からの回答を集計して排出量とした。

ア. 排出量

将来の産業廃棄物発生量は、平成 32 年度は 1,189 千トン（平成 26 年度から 1.6 パーセント増加）、平成 37 年度は 1,225 千トン（同 4.7 パーセント増加）と推計しています。

これは、電気・ガス・水道・熱供給業において下水汚泥量が増加すると推計されるほか、産業振興の推進による経済の活発化により、産業廃棄物の発生量が増加することを考慮したものです。排出量は、平成 32 年度は 1,159 千トン（平成 26 年度から 1.3 パーセント増加）、平成 37 年度は 1,192 千トン（同 4.2 パーセント増加）と、こちらも平成 26 年度の 1,144 千トンに比べて、増加すると推計しています。

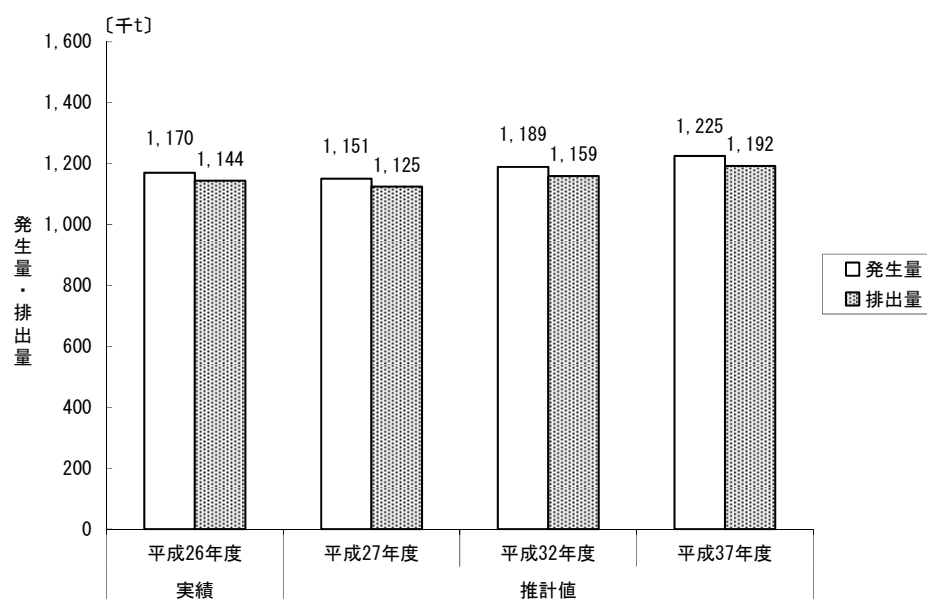


図 4-2-1 発生量、排出量の将来推計

表 4-2-1 排出量の将来推計（業種別・種類別）

■業種別

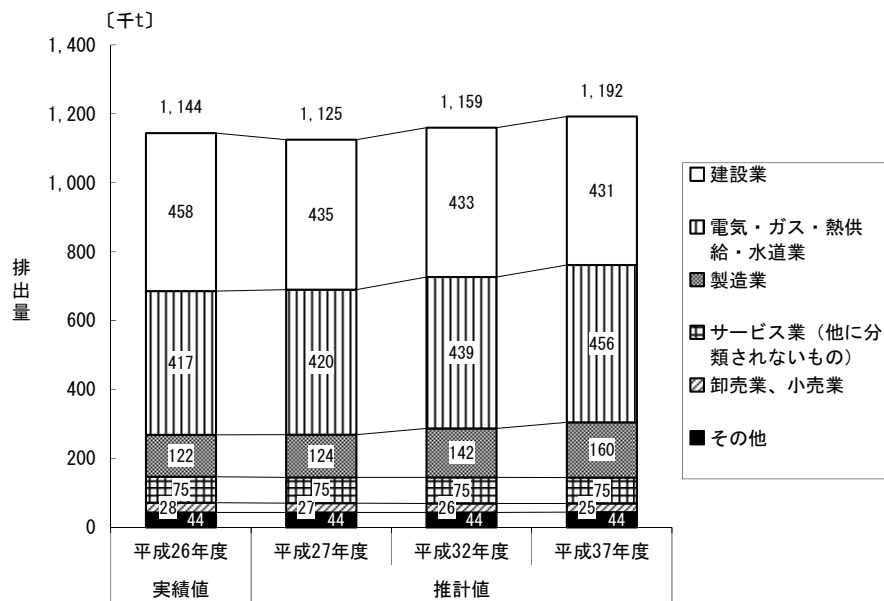
■種類別

業 種	実績値	推計値			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
建設業	458		435	433	431
電気・ガス・熱供給・水道業	417		420	439	456
製造業	122		124	142	160
サービス業（他に分類されないもの）	75		75	75	75
卸売業、小売業	28		27	26	25
その他	44		44	44	44
合 計	1,144		1,125	1,159	1,192

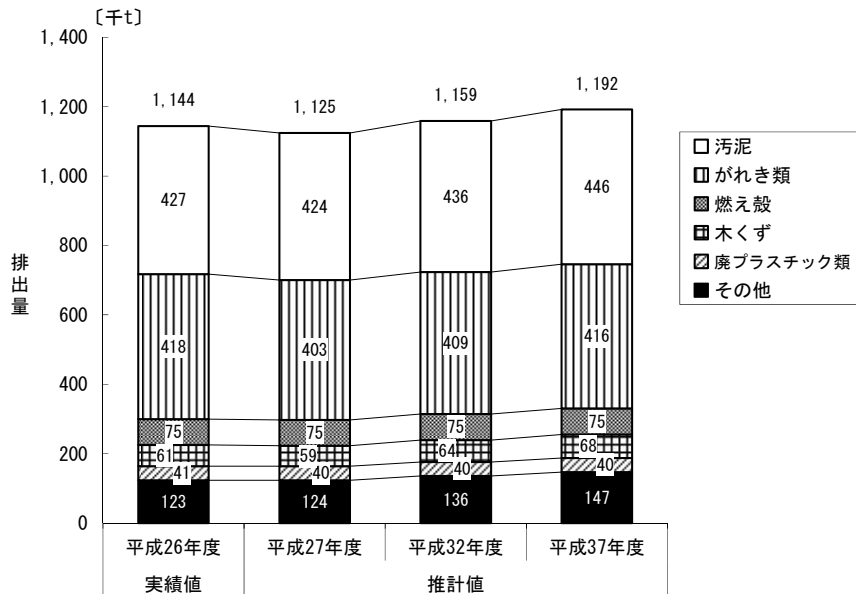
種 類	実績値	推計値			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
汚泥	427		424	436	446
がれき類	418		403	409	416
燃え殻	75		75	75	75
木くず	61		59	64	68
廃プラスチック類	41		40	40	40
その他	123		124	136	147
合 計	1,144		1,125	1,159	1,192

注）量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

■業種別



■種類別



注）量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 4-2-2 排出量の将来推計（業種別・種類別）

イ. 処理・処分量

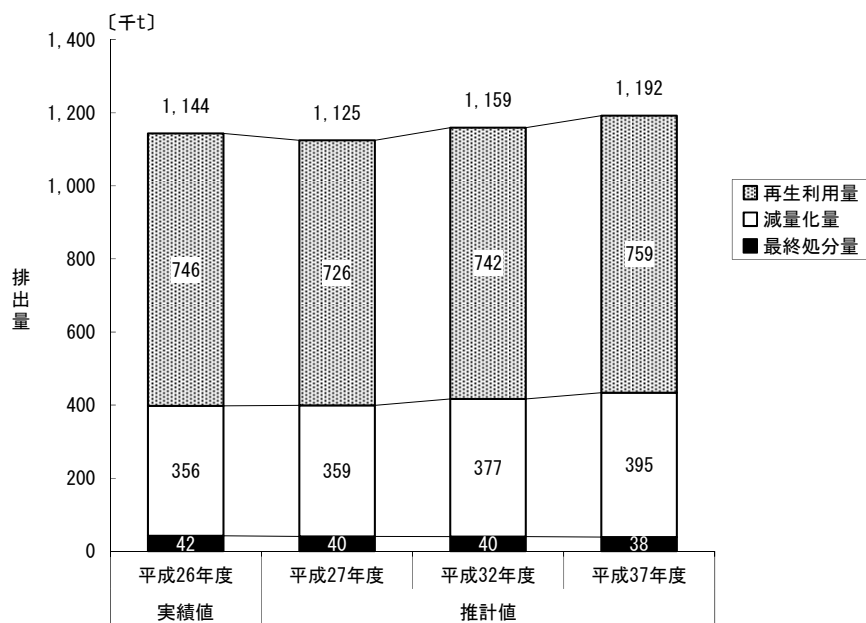
処理・処分量は、排出量の増加に伴い、再生利用量、減量化量が増加傾向となりますが、最終処分量は減少すると推計しています。

減量化量は、再生利用量の増加及び最終処分量の減少に伴って増加すると推計しています。

表 4-2-2 処理・処分量の将来推計

項 目	〔千 t〕			
	実績値 平成 26 年度	推計値 平成 27 年度	推計値 平成 32 年度	推計値 平成 37 年度
再生利用量	746	726	742	759
減量化量	356	359	377	395
最終処分量	42	40	40	38
合 計	1,144	1,125	1,159	1,192

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 4-2-3 処理・処分量の将来推計

3. 一般廃棄物の減量化目標

(1) 国の減量化目標

一般廃棄物（ごみ）の減量化目標は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月改正 環境省告示第 7 号 以下「国の基本方針」という）」に即して設定する必要があります。

国の基本方針に示された減量化目標は以下のような内容となっています。

国の減量化目標（一般廃棄物）	
目標年度	平成 32 年度
内 容	○排出量を平成 24 年度に対し約 12 パーセント削減 ○再生利用量を約 27 パーセントに増加 ○最終処分量を平成 24 年度に対し約 14 パーセント削減 ○1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量※を 500 グラム（平成 24 年度に対し約 8 パーセント削減）に削減

※ 資源ごみ排出量及び集団回収量を除く

(2) 高知県の減量化目標

高知県の減量化目標（一般廃棄物）	
目標年度	平成 32 年度
内 容	○排出量を平成 24 年度に対し約 12 パーセント削減します。 ○再生利用量を約 25 パーセントに増加します。 ○最終処分量を平成 24 年度に対し約 25 パーセント削減します。 ○1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 537 グラム（平成 24 年度に対し約 8 パーセント削減）に削減します。

表 4-3-1 高知県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

項 目		平成 24 年度		平成 26 年度		平成 32 年度		平成 32 年度	
		(基準)	割合	(実績)	割合	(推計)	割合	(目標)	割合
排出量（計画処理量）		261	100%	260	100%	246	100%	230	100%
処理 ・ 処分量	再生利用量	59	22.8%	57	21.8%	54	21.8%	58	25.0%
	減量化量	189	72.2%	190	73.2%	180	73.3%	162	70.5%
	最終処分量	13	5.0%	13	5.0%	12	4.8%	10	4.5%
1 人 1 日当たりの家庭系 ごみ排出量		584g/人・日	—	592g/人・日	—	579g/人・日	—	537g/人・日	—

注 1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

ア. 排出量の削減に係る目標

本県の平成 32 年度における目標は、排出量（計画処理量）を 230 千トンとします。

目標を達成するためには、平成 32 年度の推計値に対して約 16 千トン（約 7 パーセント）削減する必要があります。

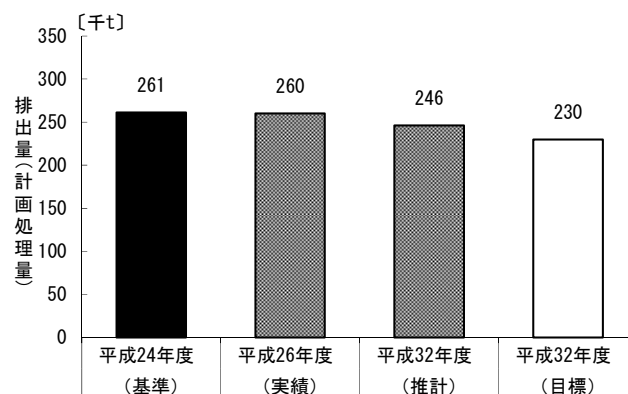


図 4-3-1 排出量の削減に係る目標

イ. 再生利用量の増加に係る目標

本県の平成 32 年度における目標は、排出量（計画処理量）の 25 パーセントに当たる 58 千トンとします。

目標を達成するためには、平成 32 年度の推計値に対して約 4 千トン（約 7 パーセント）増やす必要があります。

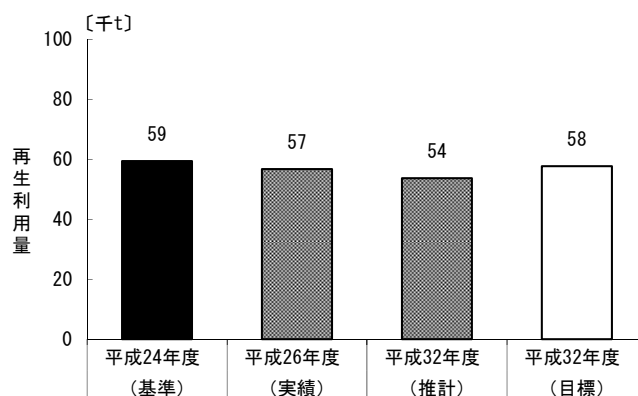


図 4-3-2 再生利用量の増加に係る目標

ウ. 最終処分量の削減に係る目標

本県の平成 32 年度における目標は、平成 24 年度の最終処分量を約 25 パーセント削減した 10 千トンとします。

目標達成のためには、平成 32 年度の推計値に対して約 2 千トン（約 14 パーセント）減らす必要があります。

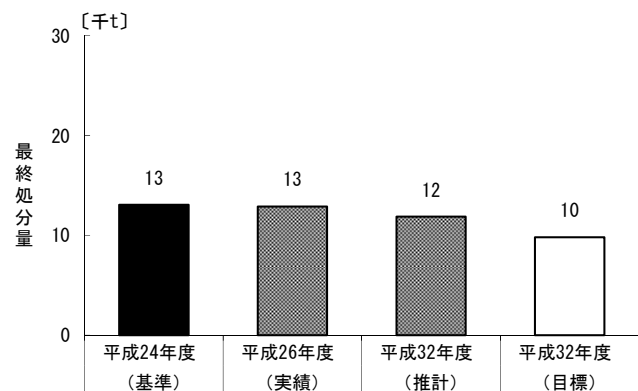


図 4-3-3 最終処分量の削減に係る目標

エ. 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量に係る目標

本県の平成 32 年度における目標は、平成 24 年度の量を約 8 パーセント削減した 537 グラム/人・日とします。

目標達成のためには、平成 32 年度の推計値に対して 42 グラム/人・日（約 7 パーセント）減らす必要があります。

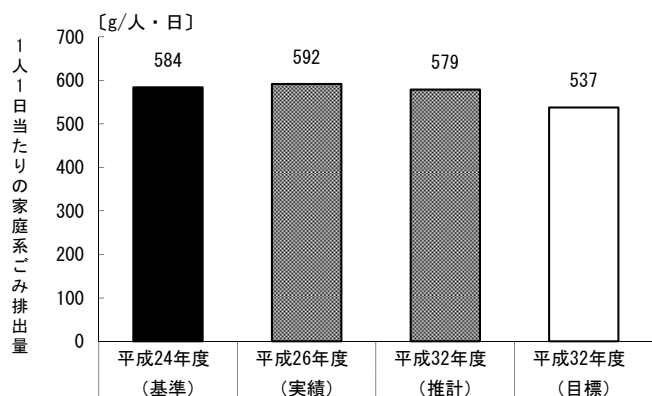


図 4-3-4 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量に係る目標

4. 産業廃棄物の減量化目標

(1) 国の減量化目標

産業廃棄物の減量化目標は、一般廃棄物と同様に国の基本方針に即して設定する必要があります。

国の基本方針に示された減量化目標は以下のような内容となっています。

国の減量化目標（産業廃棄物）	
目標年度	平成 32 年度
内 容	○排出量の増加を平成 24 年度に対し 3 パーセントに抑制 ○再生利用量を約 56 パーセントに増加 ○最終処分量を平成 24 年度に対し約 1 パーセント削減

(2) 高知県の減量化目標

産業廃棄物の減量化目標は、平成 26 年度の最終処分量について、平成 27 年度の減量化目標を上回っているものの、再生利用は高い水準にあることを考慮し、以下のように定めます。

高知県の減量化目標（産業廃棄物）	
目標年度	平成 32 年度
内 容	○排出量の増加を平成 26 年度に対し約 1 パーセントに抑制します。 ○再生利用量を平成 26 年度水準（排出量の約 65 パーセント）に維持します。 ○最終処分量を平成 26 年度に対し約 8 パーセント削減します。

表 4-4-1 高知県の産業廃棄物の減量化目標

		〔千 t〕					
項 目		平成 26 年度 （基準）		平成 32 年度 （推計）		平成 32 年度 （目標）	
			割合		割合		割合
排出量		1,144	100%	1,159	100%	1,155	100%
処理 ・ 処分量	再生利用量	746	65.2%	742	64.0%	753	65.2%
	減量化量	356	31.1%	377	32.5%	364	31.5%
	最終処分量	42	3.7%	40	3.4%	38	3.3%

注 1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

ア. 排出量の抑制に係る目標

本県の平成 32 年度における目標は、平成 26 年度からの排出量の増加を約 1 パーセントとした 1,155 千トンとします。

目標を達成するためには、平成 32 年度の推計値に対して約 4 千トン(約 0.3 パーセント) 削減する必要があります。

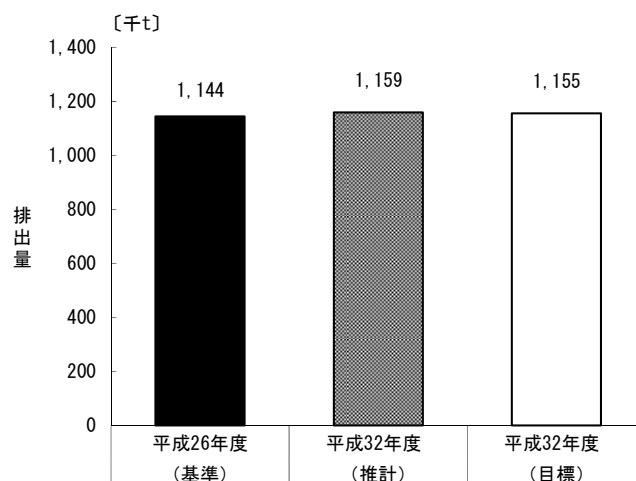


図 4-4-1 排出量の抑制に係る目標

イ. 再生利用量の増加に係る目標

本県の平成 32 年度における目標は、再生利用率(排出量に対する再生利用量の割合)で約 65.2 パーセントの 753 千トンとします。

目標を達成するためには、平成 32 年度の推計値に対して約 11 千トン(約 1.5 パーセント)増やす必要があります。

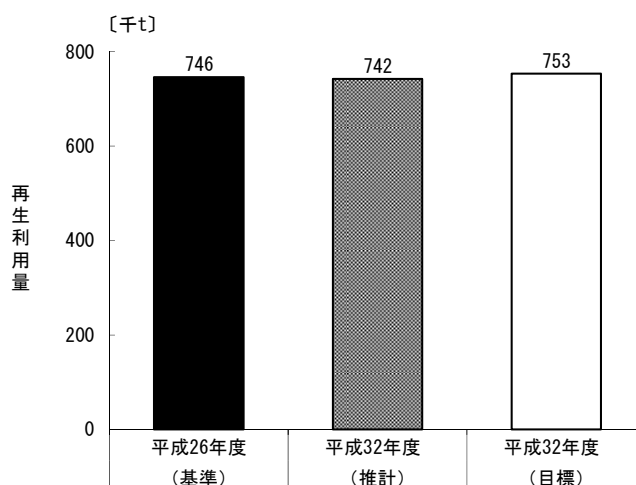


図 4-4-2 再生利用量の増加に係る目標

ウ. 最終処分量の削減に係る目標

本県の平成 32 年度における目標は、平成 26 年度の最終処分量を約 8 パーセント削減した 38 千トンとします。

目標を達成するためには、平成 32 年度の推計値に対して約 2 千トン(約 3.2 パーセント) 減らす必要があります。

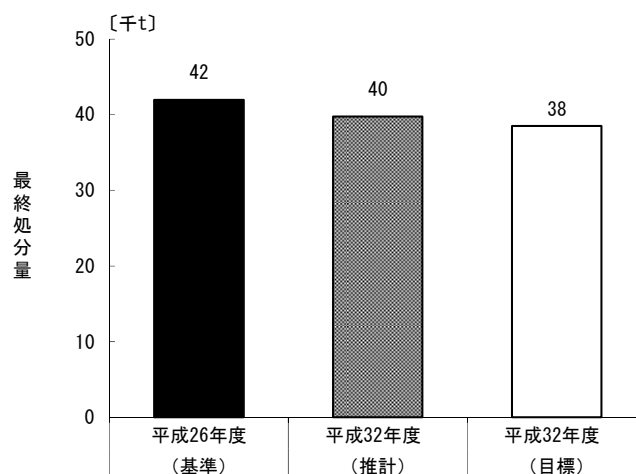


図 4-4-3 最終処分量の削減に係る目標

「国の基本方針」の主旨について

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国の基本方針）」が平成 28 年 1 月 21 日に変更されました。

新たな国の基本方針では、今後の廃棄物処理の基本的な方向が以下のように示されています。

○廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

これまで我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきた。このような対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、また、不法投棄を始めとする不適正処理については、改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。

また、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号。以下「基本法」という。）における優先順位が高い 2R（リデュース・リユース）の取組が遅れているほか、廃棄物から有用資源を回収する取組も十分に行われているとは言えない状況である。

さらに、東日本大震災や、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、国民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現を図っていく必要がある。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっている。

このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、基本法及び第三次循環型社会形成推進基本計画に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とする。

その際、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域レベル・全国レベルで低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮して取組を進めていくことや、その実践の場として、地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めることが必要である。そのため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、さらに地域社会に貢献するものとなる。

出典：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月 21 日環境省告示第 7 号）」抜粋

第5章 施策の展開

廃棄物処理に関する課題を解決し、この計画を着実に推進していくため、廃棄物の処理やリサイクルに関する関連法令※に従って、官民協働により、一般廃棄物及び産業廃棄物に係る様々な施策を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

※本計画の根拠となる廃棄物・リサイクル関係法令

○環境基本法（平成5年11月施行）

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律

○循環型社会形成推進基本法（平成13年1月施行）

循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定された法律

処理の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めている。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法 昭和45年9月施行）

廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などを定めた法律

○資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法 平成13年4月施行）

循環型社会を形成していくために必要な3Rの取組みを総合的に推進するための法律

特に事業者による3Rの取組みが必要となる業種や製品の指定、事業者が自主的に取り組むべき内容を規定している。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法 平成12年4月施行）

家庭から排出される容器包装廃棄物を資源として有効利用することによりごみの減量化を図るため、消費者、市町村、事業者それぞれに役割を担うことを定めた法律

○特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法 平成13年4月施行）

一般家庭や事業所から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）から有用な部品や材料をリサイクルし、最終処分量の削減と資源の有効利用を促進するための法律

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法 平成13年5月施行）

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用を目的とし、食品関連事業者などの取り組むべき事項を定めた法律

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法 平成14年5月施行）

建設解体業者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請企業などの手続を定めた法律

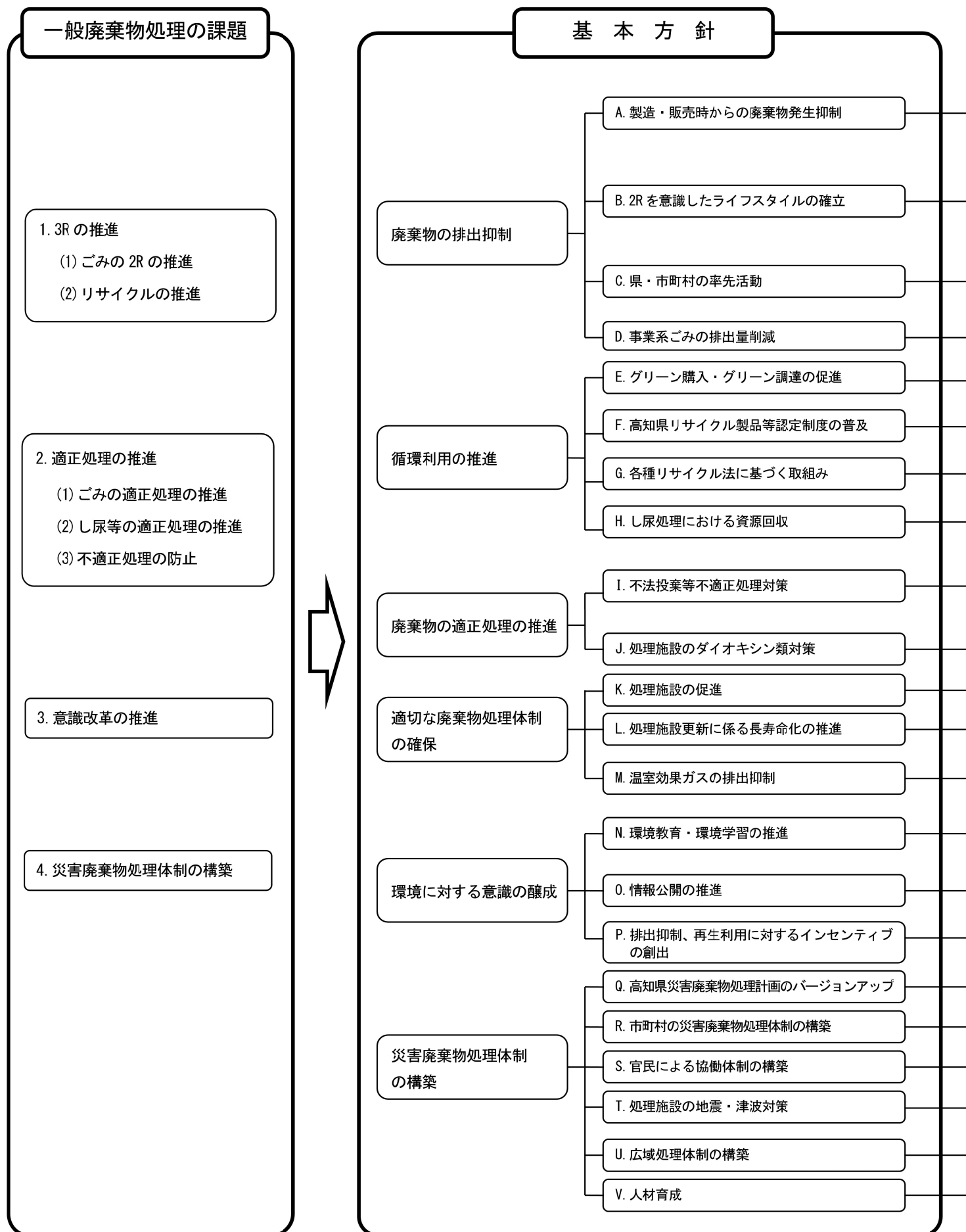
○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法 平成17年1月施行）

所有者、引取業者、解体事業者等がそれぞれ責任をもち、自動車の解体時に発生するシュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類の処理に適切に対応することを定めた法律

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法 平成25年4月施行）

デジタルカメラ、携帯電話、パーソナルコンピュータやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定や再資源化事業に関する規定を定めた法律

一般廃棄物処理における施策の基本方針と内容



施策の内容

○環境配慮設計による材料を無駄にしない設計や製造方法の検討、廃棄時の分別のしやすさやリサイクル性の向上を推奨
 ○過剰包装の見直し、簡易包装や有料化等の削減対策を推奨
 ○リユース製品の拡大を推奨
 ○フードバンク等食品産業における食品ロス低減の取組みを推奨

○購入時の過剰包装の辞退やエコバッグの普及啓発
 ○量り売り可能な商品の購入の促進
 ○繰り返し使用できる製品の使用を推奨
 ○無駄のない消費活動を推奨

○県の公共施設からのごみの排出を抑制
 ○市町村の循環利用に対する取組みを支援
 ○地域のごみ問題に取り組む団体やNPOの活動を支援

○事業者の自主的な減量化、資源化を推奨

○「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境への負荷の少ない製品の購入・調達
 ○市町村、県、事業者によるグリーン購入を促進

○循環資源を利用して製造された製品、環境配慮型事業所、エコショップ認定の拡大
 ○制度の普及促進とPRの推進

○「容器包装リサイクル法」に基づく市町村の分別収集と適正処理の推進を支援
 ○小型家電リサイクル法に基づく市町村による回収体制の構築と住民への普及・啓発を支援

○し尿処理におけるメタンガス、リンの回収を促進

○市町村の不法投棄や散乱ごみの防止対策を支援
 ○不法投棄等の情報の提供と市町村による支障除去の指導と支援
 ○福祉保健所を拠点とした地域の監視パトロール、緊急撤去
 ○環境美化月間等を通じた官民連携による清掃活動の実施

○処理状況の把握とダイオキシン類対策への助言・指導を継続

○マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル施設の整備に関する技術的助言

○ストックマネジメントによる長寿命化・既存施設の有効利用、強靱化を支援
 ○施設の集約・広域化に対する技術的助言

○既存施設の改修時の省エネルギー化、温室効果ガス排出抑制を指導

○県民や事業者による環境教育・環境学習の取組みを支援
 ○学校教育における啓発資料の収集・提供
 ○住民団体による環境学習活動を支援

○一般廃棄物に関する排出量、処理・処分状況等の情報の把握と県民への公開
 ○ごみ焼却施設の維持管理データの積極的な公開を促進

○市町村等における優れた取組みの紹介

○「高知県災害廃棄物処理計画」のブラッシュアップによる実効性の向上
 ○国の行動指針や最新の知見の反映

○「ひながた、手引き、マニュアル」の活用や啓発講演会の開催、個別訪問等による市町村計画の策定支援

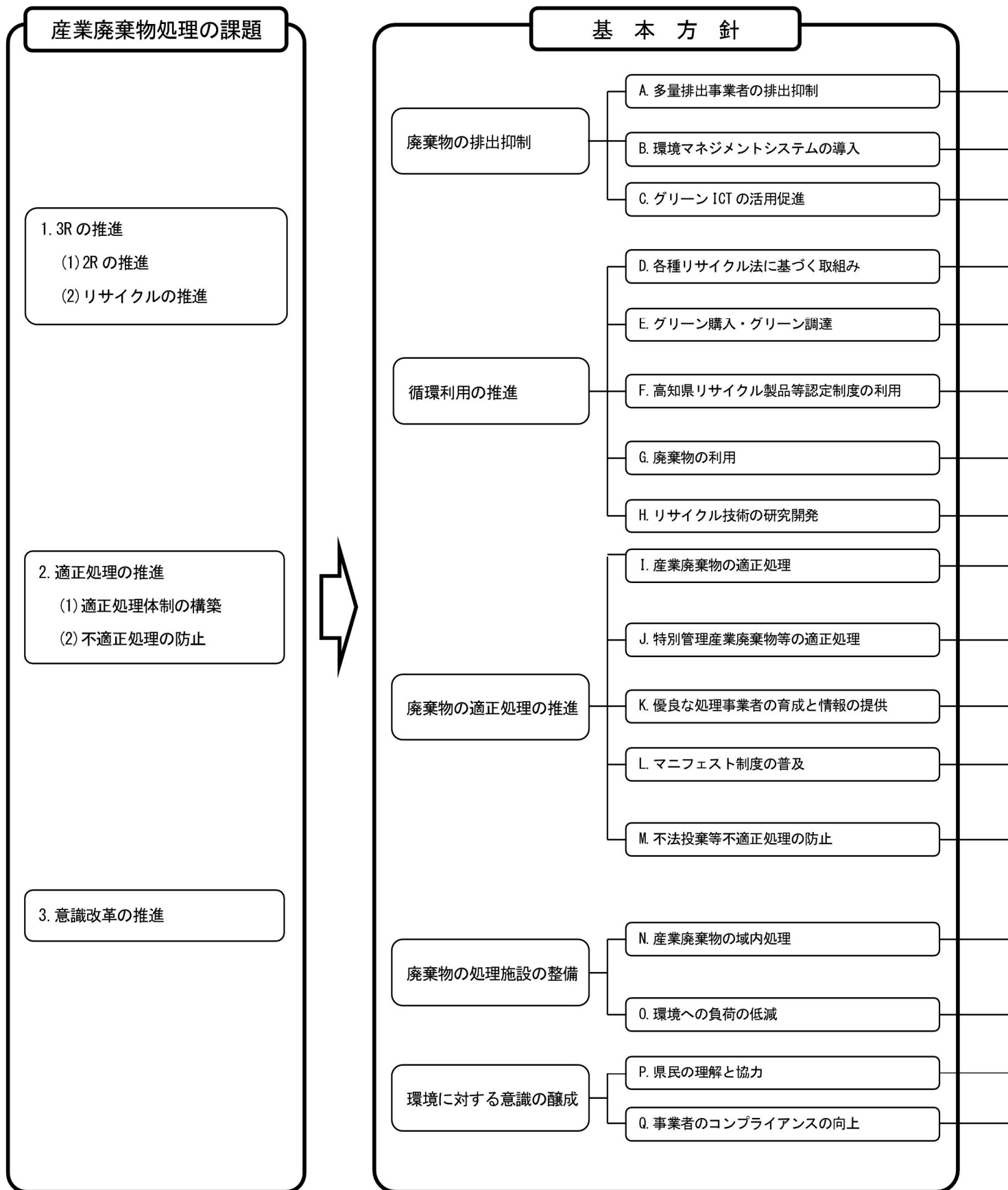
○事業者団体等との協力協定の締結

○処理施設のBCP（事業継続計画）の策定を促進
 ○処理施設の耐震化と南海トラフ巨大地震を考慮した処理能力の確保を促進

○県内・外における広域処理の仕組みづくりに関する調整・支援

○廃棄物処理及び環境技術管理のスキル向上

産業廃棄物処理における施策の基本方針と内容



施策の内容

○多量排出事業者に対する処理計画の作成と計画実施時の指導の徹底
○排出抑制のための情報提供の実施

○事業者のエコアクション 21 や相互認証された環境マネジメントシステム（EMS）などの導入の推奨・支援

○ICT（情報通信技術）の活用によるペーパーレス化による廃棄物の排出抑制を促進

○公共工事から排出される産業廃棄物の再生利用の継続と民間事業への普及拡大
○循環利用可能な品目の拡大の促進

○「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境負荷の少ない製品の購入・調達
○市町村、事業者へのリサイクル製品購入の促進

○「高知県リサイクル製品等認定制度」の普及
○認定製品や認定エコショップ、環境配慮型事業所の PR

○木質バイオマス発電から生じる燃焼灰等の有効活用等、マテリアルリサイクルに関する情報提供
○廃棄物の焼却による熱エネルギーの有効活用等、サーマルリサイクルの情報提供

○廃棄物の再生利用技術の開発に関する情報提供

○排出事業者及び処理事業者に対する適正処理の指導

○PCB 廃棄物の適正な保管と早期処理の推進
○廃石膏ボード、鈹さい、燃え殻の再生利用の促進
○特定有害産業廃棄物の適正な取扱いと処理処分に対する助言・指導

○「優良産廃処理業者認定制度」の普及と排出事業者に対する優良な処理事業者の周知

○マニフェスト制度の普及、交付状況報告の徹底
○電子マニフェストの利用促進による排出事業者の負担軽減と処理の透明性確保

○不適正処理の未然防止のための啓発及び早期対処のため、廃棄物監視員によるパトロールの継続
○不適正処理に対する行政処分
○事業者等への立入検査の実施

○民間主導による施設整備の促進
○必要な処理能力を確保するための公共関与を含めた施設整備の検討
○廃棄物処理法及び高知県産業廃棄物処理指導要綱に基づく施設整備の指導

○産業廃棄物処理施設の設置及び改良時における温室効果ガス排出抑制対策の指導
○産業廃棄物処理施設・最終処分場のダイオキシン類等有害物質の排出状況の監視、指導

○産業廃棄物の排出・処理状況に関する情報の提供

○廃棄物に関する講習会を通じて、排出抑制や適正処理の励行を促進

第6章 計画を円滑に推進するための役割

循環型社会を構築するため、県民、排出事業者、処理事業者、市町村及び県がそれぞれ次の役割に応じて行動することが求められます。

表 6-1-1 関係者と県の役割

主 体	求められる役割
県 民	○廃棄物の発生の少ない商品や繰り返し使用できる商品の選択に努める。 ○長期間利用、食べきり・使い切り等による一般廃棄物の排出抑制に努める。 ○分別・リサイクルを行い、市町村等による循環的利用の取組みに協力する。
排出事業者	○原材料の選択や製造・輸送工程の工夫等、不要品の有効利用により、廃棄物の排出抑制に努める。 ○再生利用による減量、廃棄物処理事業者への処理委託等により、廃棄物の循環的利用に努める。 ○法令を遵守するとともに廃棄物の適正な処理の確保に努める。
処理事業者	○法令を遵守するとともに生活環境の保全に配慮し、安全で適正な処理施設の設置・運営に努める。 ○施設や処理情報等の公開により、住民への信頼の確保に努める。 ○講習等を通じて知識や処理技術の向上に努める。
市町村	○普及啓発や情報提供、環境教育等により住民の自主的な取組の促進に努める。 ○分別収集の推進及び再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努める。 ○一般廃棄物の適正な処理の確保に努める。 ○小売業者に引取義務のない廃家電や使用済小型家電等の回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努める。 ○適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理に努める。
県	○市町村への技術的助言や関係機関との調整に努める。 ○市町村等職員の人材育成に努める。 ○事業者への指導監督に努める。 ○民間による処理体制確保を基本としつつ、必要な処理能力の確保に努める。 ○県内における災害廃棄物の処理体制の構築に努める。